



第5次総合計画の策定にあたって

宮代町長 新井 康之

宮代町はどんな町？ 宮代町はどんな町になったらいい？ そのために自分たちにできることは？ 第5次総合計画策定は、町民の皆さんにこう問いかけることから始まりました。役場職員も、私自身も、話し合いに参加しました。私にとって、年代も居住地域も、性別も違う皆さんと一緒に、時間をかけて話し合えたことは、とても貴重な体験でした。

考えてみれば、同じ宮代町に住んでいても、日々の生活や活動の中で、そう多くの皆さんと接することはないかもしれません。若い皆さんは高齢者と、男性は女性と、町の北に住んでいる人は町の南に住んでいる人と、というように。

今回の計画策定にあたっては、無作為に抽出した町民の皆さんにご案内を差し上げ、話し合いに参加いただきました。一人ひとりの考え方は違いますし、具体的に何をやりたいのか、も人それぞれです。しかし、宮代町はどのような町か、宮代町の未来はどうあるべきか、に対する認識に違いはなかったように思います。総合計画審議会の議論においても、そして、私自身の認識も同様でした。

こうして、とりまとまった第5次総合計画は、「宮代町の未来像」とそれを実現するための4つの構想と13の方針から構成されています。具体的にどんな事業を実施していくかについては、町民の皆さんからいただいたアイデアや今日的な課題などをもとに政策を立案し、前期実行計画(アクションプラン)として策定しました。

私は、町を良くしていくのは、ここに住んでいる皆さんが、町を愛し、汗を流してくれる、そういう皆さんがたくさんいること、これに尽きると考えています。一つひとつの事業については、町民の皆さんと一緒に取り組んでいきたいと考えています。どうか、よろしくお願い申し上げます。

この計画がスタートする令和3年度は、世界中がコロナ禍にあります。10年後に、この時、私たちは、未来への意思を失っていなかったのだ、前に進むことをためらわなかったのだ、と誇りを持って示せることこそが、未来への責任だと信じています。この計画はそういう意味も持っています。

令和3年3月

目次

はじめに（総合計画策定の目的と構成）	3
まちづくりの目標（宮代町の未来像）	7
構想と方針（未来像を実現するための構想と方針）	
構想1 宮代らしさを価値として高めていく	12
構想2 コンパクトな町の強みを活かす	16
構想3 さまざまな活動や主体を生み出す	20
構想4 社会環境の変化に対応し行政運営を変化させ続ける	24
土地利用方針	29
前期実行計画（具体的なアクションプラン）	33
前期実行計画事業	37
SDGsの目標との関連	69
前期実行計画期間中の財政推計	74
参考資料	75
市民参加の経緯	76
総合計画審議会の審議状況	78
総合計画審議会委員	79
自治体経営会議及び職員ワークショップ	80
宮代町まちづくり基本条例	82
宮代町総合計画の議決に関する条例	86
主な行政計画一覧	87

はじめに

総合計画策定の目的と構成

はじめに 総合計画策定の目的と構成

総合計画とは

総合計画は町が目指すべき未来像を示し、さまざまな主体がこの目標を思いうかべながら、より良い町を創っていくための一つの指針です。総合計画は「町の未来像」、それを実現するための「構想」、そして「構想」を実現するための「基本計画（方針）」によって構成されています。

平成19年度に策定された「宮代町まちづくり基本条例」においては、基本構想及び、それを実現するために策定する基本計画（方針）をもって「総合計画」とし、これを最上位の計画として他の計画を策定する、としています。

実行計画とは

総合計画に定められた構想、基本計画（方針）に基づいた具体的な事業については、行政において前期5年、後期5年の実行計画（アクションプラン）を策定し、町民の皆さんに具体的な工程表を示した上で実施します。また、行政が策定するさまざまな分野別の計画については、総合計画で掲げる構想、方針を拠りどころとして計画の策定を行います。

総合計画を具現化するために

第5次総合計画は、町のことを愛する多くの皆さんが、時間をかけて意見を出し合い、対話を繰り返し、作り上げてきました。具体的な実施にあたっては、この町に住み、活動をする皆さんの力は欠かせません。なお、第5次総合計画は期せずして、国連の場で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の目標年と同じ令和12年度（2030年度）までの計画となります。ともに10年後に「人が輝く」、そのための目標を共有しています。

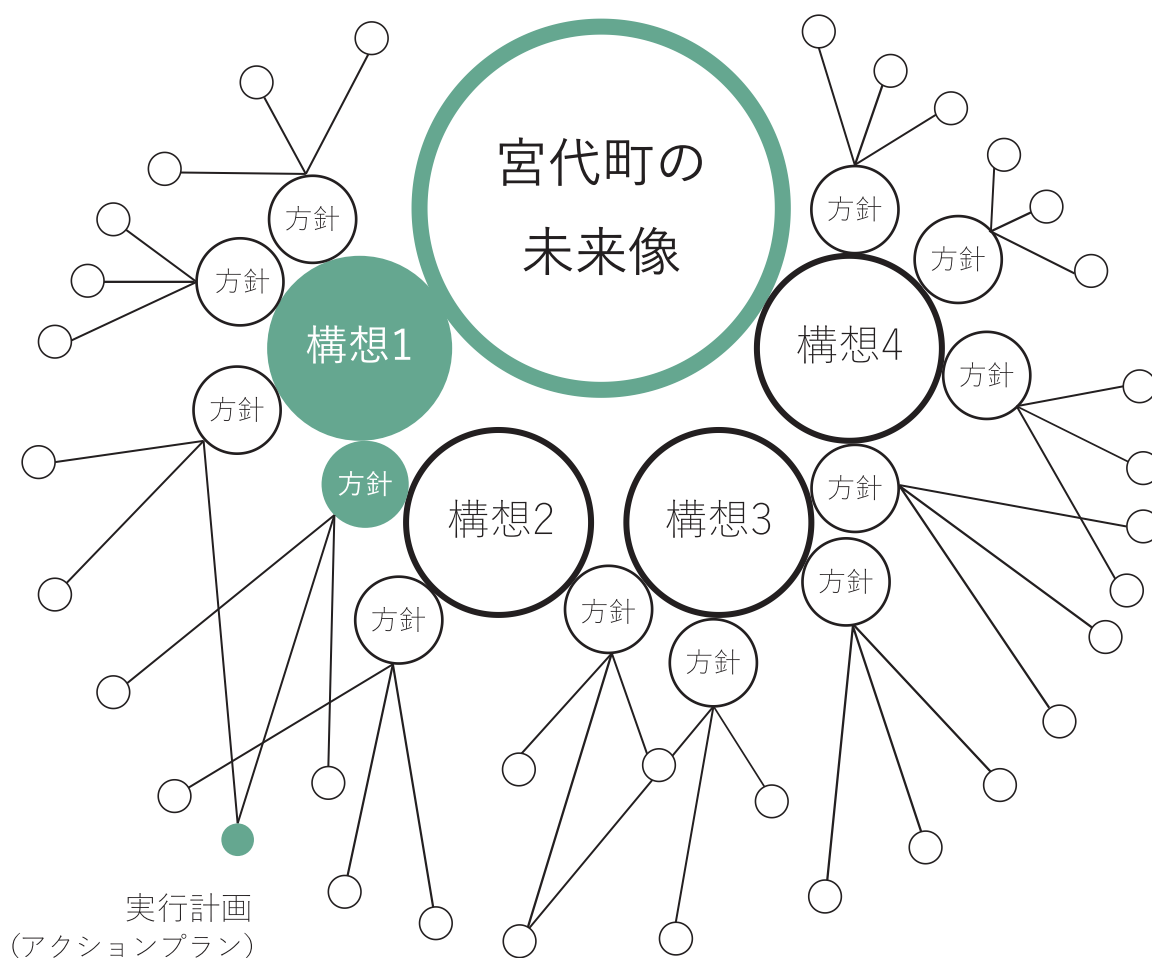
宮代町の未来像 首都圏でいちばん人が輝く町

構想 未来像を実現するための構想を以下のように定めます

- 構想1 宮代らしさを価値として高めていく
- 構想2 コンパクトな町の強みを活かす
- 構想3 さまざまな活動や主体を生み出す
- 構想4 社会環境の変化に対応し行政運営を変化させ続ける

計画期間 令和3年度～令和12年度（前期実行計画5年、後期実行計画5年）

将来人口 令和12年度の目標人口を34,000人とします



本計画の構成イメージ図

町の未来像を実現するために複数の構想や方針が「階層」ではなく相互に関連し合っていることを示しています。

まちづくりの目標

宮代町の未来像

宮代町の未来像

首都圏でいちばん

宮代町は、都市的に洗練された面と、居心地の良い田園的な面を有しています。この両方の要素を兼ね備えている市町村は、そう多くはありません。都市と田園の絶妙なバランスは「宮代らしさ」を形成しており、これが宮代町の良さであると言えます。

宮代町はすでに、東京のベッドタウンではなくなっています。宮代町はかつてのように、都心に通勤する人たちのための町ではなく、今で



人が輝く町

は、宮代町に住み、近隣で働く人たちの数も増えています。コンパクトな町の中で行われている活動も、それに取り組んでいる人々も、顔の見える距離にあります。これらは宮代町がセールスポイントとして力を入れていくべき点です。

次の10年はこうした「宮代らしさ」を価値として高める機会ととらえ、住みたい、住み続けたいと思える町になることを目指します。



構想と方針

未来像を実現するための構想と方針

構想1 宮代らしさを価値として高めていく

東武スカイツリーラインの終点である宮代町は、北関東への入り口であると同時に東京への入り口でもあります。日本工業大学、東武動物公園が立地し、進修館、山崎山、新しい村などの資源は人々を惹きつける魅力にあふれています。わずか16平方キロメートルの中に、宮代町の魅力を高める要素が、ふんだんに詰め込まれています。

宮代町では建物が低層に建ち並んでいる、空が高い、駅を降りて視野の先に平地林が見えるといった特性があります。また、小生物、鳥などは、私たちの生活が自然とともにあることを実感させてくれます。古利根川や姫宮落川など、大小の河川が流れ、沿うように点在する桜は4000本近くになり、各地域の寺社、教会、地域に今も残る行事は有形無形の魅力を今に伝えています。こうした



宮代町の特性は、都会においてはすでに失われ、望んでも手に入らないものです。

町に住む人も、外から訪れる人も、こうした宮代町の魅力をかけがえのないものとしてともに認識し、未来につむいでいくことで、「宮代らしさ」を価値として高めていくことが大切です。そのためには、町民自身が町の良さを知り、外に伝えていく、ハード事業、ソフト事業問わず、町の施策の一つひとつで、こうした町の良さを意識しながら事業を進めていく必要があります。そして外に向かって、繰り返し丁寧に「宮代らしさ」を伝えていき、「さすが宮代」「なるほど宮代」「やっぱり宮代」と思わせる取り組みを進めていきます。



方針A 町の原風景を形づくる「農」の資源を活かしていく

田や畑、雑木林、河川など、町の原風景を形づくる「農」の資源は人が自然に手を入れることによって作られてきました。こうして、宮代町では農村集落を中心に里山的な風景が形成されています。こうした地域資源を農業だけでなく、観光や環境、教育、福祉など、さまざまな分野で活かすことで、町の取り組みの魅力や価値、独自性を高めていきます。

実行計画事業

- ・西原自然の森活用事業（里山体験事業編）----P37
- ・西原自然の森活用事業（移築民家活用編）----P38
- ・新しい村魅力アップ事業----P39
- ・集落で支えあう営農事業----P40
- ・宮代農業人材育成事業----P41

方針B 東武動物公園駅西口エリアの魅力を高めていく

東武動物公園駅西口周辺には、進修館、笠原小学校、新しい村、東武動物公園などが、狭い範囲の中に点在しています。町の玄関口であるこのエリアには町の外から多くの皆さんが訪れます。このエリアを「線と面」で考え、整備し、賑わいを演出することで、他の自治体とは違う「宮代らしさ」を展開していきます。

実行計画事業

- ・東武動物公園駅西口わくわくロード事業----P42
- ・まちなかどこでもミュージアム事業----P43

方針C 宮代を発信していく

改めて町に目を向け、深く知ることで、今まであたりまえだった景色や出来事、知らなかった地域の取り組み、気がつかなかった町の魅力が見えてきます。同じ魅力に共感する仲間もいます。町を知り、町を伝える、そして町の魅力を自慢し、宮代を発信していきます。

実行計画事業

- ・みやしろズームアッププロジェクト----P44
- ・西原自然の森活用事業（里山体験事業編）※再掲----P37
- ・西原自然の森活用事業（移築民家活用編）※再掲----P38



構想2 コンパクトな町の強みを活かす

町域が狭く、その中心を鉄道が縦断しているということや、過去においてコンパクト化を志向してきたということもあり、他の自治体が望んでいるコンパクトシティの姿が、すでに宮代町にはあります。こうした宮代町の特徴は高齢化社会の中においてはプラスに働きます。コンパクトなまちでは比較的「顔が見える関係」を築きやすく、住民と住民、生産者と消費者、店舗と顧客など、顔が見える関係を広げ、深めていくことができ、安心や安全、地域経済における好循環をもたらすことができます。

しかし、これからの10年はさらなる高齢化に突入する10年でもあり、「今まではそうだった」では、済まなくなってきました。人々が生活する範囲も今までよりも狭まってきます。進修館に出てきて何かをする、というのが出来にくくなり



ます。それよりもむしろ、地域の集会所や公民館で活動する機会が増えてくることになります。人々の足は進修館や役場から遠のき、自らが生活する半径200メートル程の世界に孤立してしまいます。

こうした皆さんが行政に対する関心や興味を失ってしまい、あきらめに近い気持ちを持つようになってはいけません。行政の目が届かなくなってしまう人々が出現しないようにしなければなりません。地域ごとの地域交流サロンにより、地域の皆さんが交流できる場、を行政が支援する、ということから一歩踏み出し、行政が役場という「本丸」を出て、地域コミュニティをサポートし、町民との共同作業ができる素地を作ることも必要になってきます。このことで、コンパクトな町の強みを活かしていきます。



方針D 歩きたくなる「まちなか」をつくる

和戸駅、姫宮駅、東武動物公園駅を核として過去に整備された市街地は少子・高齢化などにより、生活圏に求められているものも変化していることから、ハード、ソフト両面で、魅力を高めるための行動が必要です。地域の活性化にとって、多様な人々の出会いや交流は欠かせません。芝生やカフェ、椅子のある歩道や公園、オープンカフェ、いろいろな使い方ができる空間など、ゆるやかなつながりでコミュニティが生まれる居場所などにより、居心地の良い「まちなか」を創ります。

実行計画事業

- ・遊休資源活用プロデュース事業----P45
- ・岸辺遊歩道整備事業----P46
- ・地域のオリジナルパークをつくろう！----P47
- ・東武動物公園駅西口わくわくロード事業※再掲----P42

方針E 日々の生活のアクセス性を高める

高齢者を中心として移動手段は自家用車から他の手段に変わってきており、遠くへの移動、そのものが困難な方も増えていきます。この変化に取り残される人が出ないような支援を行います。また、広域的な医療や防災力向上の視点から隣接する市町へのアクセス性の向上につとめます。

実行計画事業

- ・宮代型デマンド交通事業----P48
- ・広域道路ネットワークの整備（都市計画道路整備）----P49
- ・東武動物公園駅東口にぎわいロード事業----P50
- ・和戸駅周辺活性化事業----P51
- ・姫宮駅西側周辺活性化事業----P52
- ・地域の力となる地区コミュニティセンター事業----P53

方針F 顔が見える地域経済をつくる

大量生産、大量消費経済による「顔が見えない経済」から「顔が見える地域経済」へ意識を変えることで、お金も人も地域の中で循環させることができます。人口減少社会を見すえて、地域密着、地域主体の経済づくりを進めていきます。

実行計画事業

- ・小商いからはじめようチャレンジショップ推進事業----P54
- ・身近な場所で子育てサロン事業----P55



構想3 さまざまな活動や主体を生み出す

人口減少・高齢化社会に対応するためには、かつて例のない、あるいは予測できないような社会変化にも対応していかなければなりません。そのためには、行政が旗振りをして住民を組織するという、かつてのモデルではなく、町民自らが足元の課題に気づき、意思をもって解決していくことが重要になってきます。町が行政課題を的確に捉え、目の前の問題を解決していくのと同じぐらい、あるいは、それ以上に、町民が自らの意思によって社会的な課題を解決することは大きな意義を持ちます。町民が主役になって行動を始めてこそ、町は大きく変わっていきます。

そのためには、ある一時に行政が目的をもって市民活動の発生を促すというよりも、その時々为社会情勢や、地域課題に対応した町民による活動が自発的、自然発生的に生まれる、そういう町に



なる必要があります。市民活動や地域活動に取り組む団体は、その分野における専門家集団でもあります。町民が地域の課題や将来に興味を持ち、共に学び、実践することを繰り返す、こうした共通の場、オープンな仕組みを、10年後を見すえて町が用意することも求められています。

一方で民間企業が本業を通して地域貢献を行うという考え方が定着しつつあり、公共的な課題を解決し、持続可能な公共サービスを提供するためには従来の発想や固定概念にとらわれずに、あらゆる分野で行政と民間企業の連携を進める「官民連携」手法を取り入れていくことも必要です。また、公共施設だけでなく、空き家、空き店舗などの点在する遊休スペースや街区公園を有効に使い、さまざまな活動の場に生まれ変わることを視野に入れていきます。



方針G 地域に人々が集まる場を生み出す

気軽に通える、誰かと会って話ができるなど、地域の中でさまざまな人々が集まる場は、安心や安全をもたらすと同時に、新たな知恵や活動が生まれるキッカケの場でもあります。活動内容や規模の大小、世代にかかわらず、交流し、触発し合うことで多様性のある地域づくりを進めることを支援します。

実行計画事業

- ・地域みんなでこどもたちの居場所づくり事業----P56, 57
- ・まちなかどこでもミュージアム事業※再掲----P43
- ・地域の力となる地区コミュニティセンター事業※再掲----P53
- ・身近な場所で子育てサロン事業※再掲----P55

方針H 活動が生まれる「学び舎（学びのプラットフォーム）」づくり

今まで、それぞれの時代ごとに新しい活動が生まれ、地域のさまざまな課題を解決してきました。これからも、その時々課題や時代の要請に柔軟に応えるためには、町民の中からこうした気運や活動が生まれてくる必要があります。参加者が集まり、活動が生まれる「学び舎（学びのプラットフォーム）」づくりを進めます。

実行計画事業

- ・進修館オープンカレッジ----P58
- ・おかえりなさい！地域デビュー事業----P59
- ・西原自然の森活用事業（新たな福祉の拠点づくり編）----P60
- ・若い世代の健康づくり促進事業----P61
- ・人権・平和推進事業----P62

方針I 町の中のキープレイヤー同士で連携する

町の中のキープレイヤー同士が個別に連携するだけでなく、町、東武鉄道、東武動物公園、日本工業大学、民間セクター、NPO法人などが連帯して「チームみやしろ」により一体となって宮代の魅力を高めています。

実行計画事業

- ・チームみやしろ会議----P63

方針J 町の中の遊休スペースを効果的に活用する

人口構造や社会環境の変化にともない、今まではよく使われていた場所も、今では使われていないといったことがあります。役割や機能を変えることで、使う人も変わり、使いようがなかった場所や空間も宝になります。地域に役立つものに変えていきます。

実行計画事業

- ・遊休資源活用プロデュース事業※再掲----P45
- ・地域のオリジナルパークをつくろう！※再掲----P47



構想4 社会環境の変化に対応し行政運営を変化させ続ける

宮代町は平成17年度に策定した「公共改革プログラム」において、町を創り、動かしていくのは行政だけでなく、それ以外の主体、NPOや市民グループ、民間企業もそれぞれに公共的な役割を果たしていくことが可能であるということを示しました。「行政改革」ではなく「公共改革」としたのは、こうした理由によります。そして、改革目標として「前例にとられない効率的な行政」「多様な主体による公共の運営」「財政運営と財政基盤の強化」を掲げました。こうした考え方の骨子そのものは、現在も変わるものではありません。

しかし、目の前にある社会的課題は、時の流れ



とともに、刻々と変化しています。新しいと思われた考えや仕組みは、いつかは時代遅れとなり、当たり前と思われていたことも、当たり前ではなくなってきました。前例踏襲や慣例にとらわれず新しい一歩を踏み出すためには常に行政も変わっていかねばなりません。また、町の取り組むべき課題は、子育て支援、高齢者の居場所づくりなどさまざまな世代に及んでいます。地域コミュニティ、公共施設のあり方、地域福祉、定住促進など、一つの分野だけで完結することはなく、相互に関連しあいながら課題を解決していくことが求められています。こうしたことを念頭に行政は変化し続けていく必要があります。



方針K 縦割りから横断的行政運営へ

社会課題が複雑化するに従って、行政の一部署だけでは解決が難しくなってきたおり、縦割りのままの行政組織では時代の変化についていくことが難しくなっています。「官民連携の場」「横串になる組織」「即応できる機動力のある組織」により横断的な行政運営ができるような体制を整えます。

実行計画事業

- ・西原自然の森活用事業(新たな福祉の拠点づくり編)※再掲----P60
- ・チームみやしろ会議※再掲----P63
- ・みんなで備える防災力強化促進事業----P64

方針L 多様な主体による公共の運営

公共サービスの運営には、町民や民間の組織などの多様な主体がかかわることで、より生活者目線で民間的なノウハウや即応性を発揮できるものもあり、官がすべてを独占するのではなく、「官」か「民」かだけではなく、「官」と「民」が連携する、という視点も必要です。どちらも主役であるという視点で公共運営を進めていきます。

実行計画事業

- ・高齢者困りごとサポート隊事業----P65
- ・日工大サイエンスプロジェクト----P66
- ・地域 みんなでこどもたちの居場所づくり事業※再掲----P56, 57

方針M 今後求められる機能を核とした公共施設の再編

公共施設は建設後数十年がたち、当初とは時代背景も人口構造も変化しています。建て替えにあたって重要なのは、建物そのものではなく、建物の機能、そこで行われている活動であるという視点です。同じ発想で建て替えるのではなく、施設の複合化や既存施設の利用転換などにより、その機能を維持できないか、あるいは新たに生まれた課題に対応できないかなど、総合的に考え公共施設の再編を進めていきます。

実行計画事業

- ・公共施設マネジメント計画2.0----P67
- ・宮代町立小中学校適正配置事業----P68



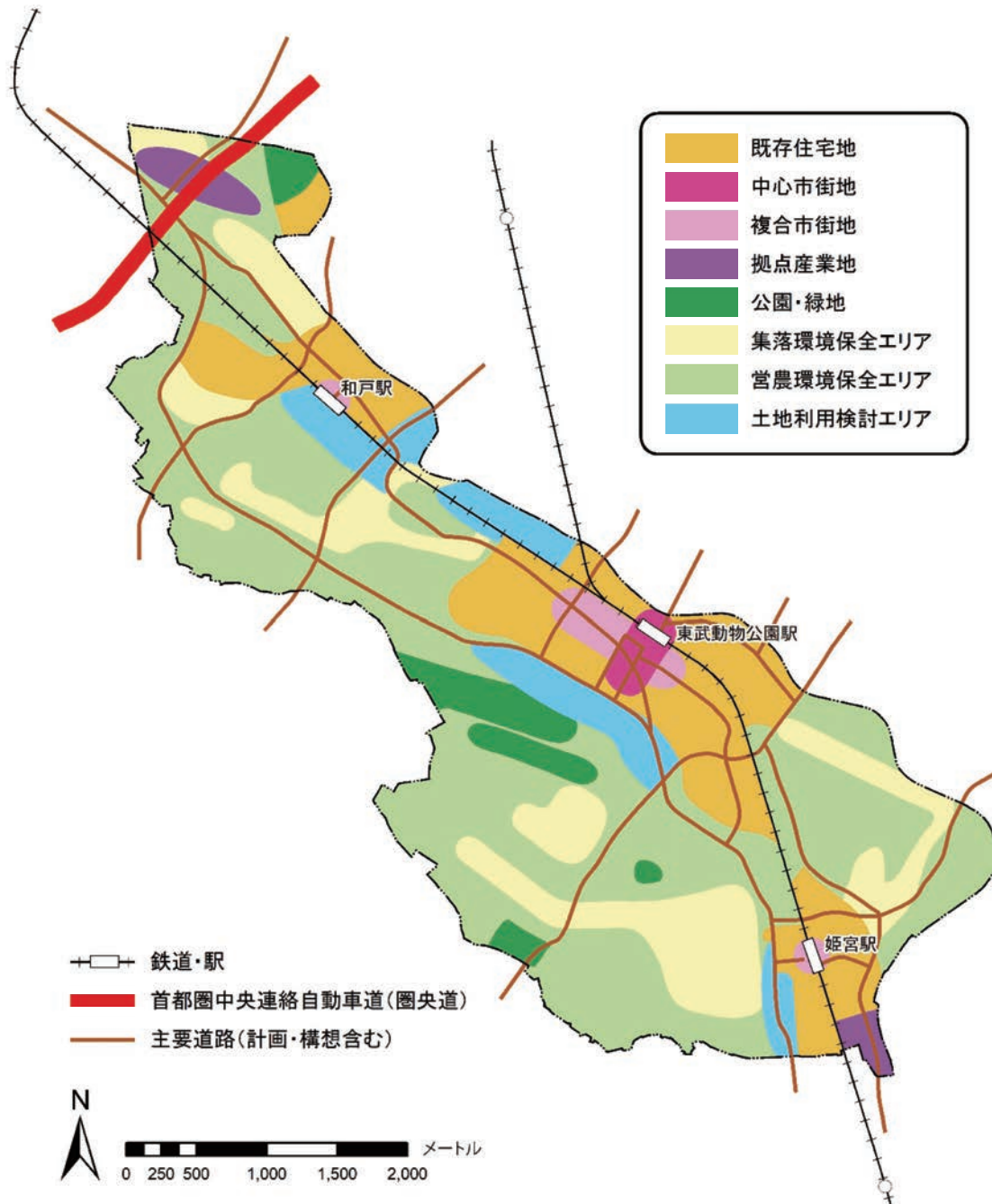
土地利用方針

土地利用方針

コンパクトな町の強みを活かし、「宮代らしさ」を価値として高めていく上で、土地は共通の基盤です。地域の発展やこの町に住む皆さん、この町で活動する皆さんの生活と深いかわりを持っており、土地利用にあたっては、都市の均衡ある発展、自然との共生、安全で快適な環境の確保を図ることを基本として、有限な資源の保全につとめながら総合的・計画的に進めていきます。

区 分	土地利用方針
既存住宅地 	<input checked="" type="checkbox"/> 鉄道駅周辺や一部郊外に整備されている既存住宅地については、建築協定や地区計画などの積極的な活用を図りながら、適切な管理による住宅地の“質”の維持・向上を推進します。
中心市街地 	<input checked="" type="checkbox"/> 東武動物公園駅前の中心市街地については、商業・業務、行政、医療・福祉などの多様な都市機能の維持・誘導を図るとともに、利便性向上に向けた駅前広場や道路等の基盤整備を推進します。
複合市街地 	<input checked="" type="checkbox"/> 中心市街地の都市機能を補完し、周辺住民の生活を支える駅周辺の複合市街地については、居住地に近い身近な商業・サービス機能の維持・充実を推進します。
拠点産業地 	<input checked="" type="checkbox"/> 宮代和戸横町土地区画整理事業区域における、交通利便性を活かした新たな工業団地の整備を推進します。東武鉄道南栗橋車両管区春日部支所周辺の既存工業地は、引き続き適正な管理を促進します。
公園・緑地 	<input checked="" type="checkbox"/> 生活に潤いを与える公園・緑地については、自然や農地とのふれあい機能やスポーツ・レクリエーション機能の適正管理と充実を図ります。
集落環境保全エリア 	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化調整区域の既存集落地については、周辺環境との調和を前提としながら、集落環境の形成・改善に資する一体的な取組を推進します。
営農環境保全エリア 	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化調整区域における農業振興地域の農用地区域については、本町の農業生産を支える場として、農業振興方策との連携を図りながら、適切な管理・保全を図ります。
土地利用検討エリア 	<input checked="" type="checkbox"/> 市街化調整区域のうち、市街化区域に隣接し、都市基盤が比較的整備されているエリアについては、周辺の自然環境との調和を前提としながら、町の活力創出・利便性に資する新たな土地利用の可能性について検討します。

■ 土地利用方針図



前期実行計画

具体的なアクションプラン

実行計画について

本計画では令和12年度(2030年度)の宮代町の未来像を「首都圏でいちばん人が輝く町」とし、これを実現するために4つの構想、13の方針を定めました。この方針にしたがった具体的なアクションプランが実行計画です。最初の5年間(令和3年度から7年度)に実施するのが前期実行計画、次の5年間(令和8年度から12年度)に実施するのが後期実行計画となります。



実行計画を着実に進めるために

進ちよく状況の見える化

本計画は、町民の皆さんと行政が対話を繰り返し、アイデアをねりあげながら策定を進めてきました。このため、ここで示した実行計画の多くは、町民と行政が、それぞれの役割を担いながら、ともに力を合わせて目標を達成する内容になっています。

それぞれの実行計画事業では、5年間の終了時における「成果目標」を示すだけでなく、「いつ」、「誰が」、「何を」、「どのぐらい」実施するのかを、あらかじめ工程表として示しています。その達成状況について、半年ごとに町広報、町ウェブサイトにおいて公表していきます。それぞれの事業が、どのように進められているかを示すことで、行政と町民の皆さんとのパートナーシップをより強いものにしていくことを目的としています。

工程の弾力的な見直し

実行計画はいずれも新たなチャレンジとなる事業です。このため、3年目(令和5年度)に、進捗の振り返りを行います。その結果、当初予定していた工程を修正したり、組みなおしたりすることで、より効果的に成果目標を達成できる場合には、工程を見直します。

実行計画とSDGs

国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は2030年(令和12年)までに「誰一人取り残さない」社会を実現するとしています。そして、経済、社会及び環境をめぐる幅広い課題に統合的に取り組むこととし、17の目標、169のターゲットを示した上で、「政府、市民社会、民間セクター、国連機関、その他の主体を集結させるとともに、あらゆる利用可能な資源を動員し、すべての目標とターゲットの実施を支援するための全世界の強い関与を促進する」としています。

本計画で示した町の未来像、「首都圏でいちばん人が輝く町」を実現するための構想や方針は「誰一人取り残さない」社会を実現しようとするSDGsの考え方に合致するものです。また、期せずして、その目標年も同一です。このため、前期実行計画事業においては連帯を示すために、関連するSDGsの目標を付しています。

(本書69ページ以降に掲載)



前期実行計画事業

西原自然の森活用事業（里山体験事業編）	37
西原自然の森活用事業（移築民家活用編）	38
新しい村魅力アップ事業	39
集落で支えあう営農事業	40
宮代農業人材育成事業	41
東武動物公園駅西口わくわくロード事業	42
まちなかどこでもミュージアム事業	43
みやしろズームアッププロジェクト	44
遊休資源活用プロデュース事業	45
岸辺遊歩道整備事業	46
地域のオリジナルパークをつくろう！	47
宮代型デマンド交通事業	48
広域道路ネットワークの整備（都市計画道路整備）	49
東武動物公園駅東口にぎわいロード事業	50
和戸駅周辺活性化事業	51
姫宮駅西側周辺活性化事業	52
地域の力となる地区コミュニティセンター事業	53
小商いからはじめようチャレンジショップ推進事業	54
身近な場所で子育てサロン事業	55
地域みんなでこどもたちの居場所づくり事業①	56
地域みんなでこどもたちの居場所づくり事業②	57
進修館オープンカレッジ	58
おかえりなさい！地域デビュー事業	59
西原自然の森活用事業（新たな福祉の拠点づくり編）	60
若い世代の健康づくり促進事業	61
人権・平和推進事業	62
チームみやしろ会議	63
みんなで備える防災力強化促進事業	64
高齢者困りごとサポート隊事業	65
日工大サイエンスプロジェクト	66
公共施設マネジメント計画2.0	67
宮代町立小中学校適正配置事業	68
SDGsの目標との関連	69
前期実行計画期間中の財政推計	74

方針
A、C

西原自然の森活用事業（里山体験事業編）

山崎山で市民団体とともに培った、事業や活動のノウハウと経験を活かし、西原自然の森においても、自然の魅力や大切さを知る体験事業や保全事業を市民とともに実施します。これにより、町の自然を守り育て、その魅力を発信する人材を生み出します。

[移築民家活用編、新たな福祉の拠点づくり編との連携事業]

1 コンセプトづくり

・事業エリアの環境づくり・使い方・管理方法のコンセプトを設定

2 協力者確保

・イベントの企画運営や森の維持管理の協力者（個人・団体）

3 イベント実施

・自然体験会、自然学習・観察会など

4 環境整備・管理

・安全設備、剪定枝堆積場、ボランティア休憩所、関連備品、剪定・除草など

5 情報発信

・ホームページ、広報紙など

主な
成果目標
(令和7年度)

新規ボランティアスタッフの確保 10人以上

里山体験イベントの実施 年3回以上、参加者100人以上

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.コンセプトづくり	町民生活課 ボランティア等	→				
2.協力者確保	町民生活課	→	→	→	→	→
3.イベント実施	町民生活課 ボランティア等		→	→	→	→
4.環境整備・管理	町民生活課 ボランティア等	→	→	→	→	→
5.情報発信	町民生活課	→	→	→	→	→

方針
A、C

西原自然の森活用事業（移築民家活用編）

福祉拠点として再整備される旧ふれ愛センターとともに西原自然の森の魅力を高めるため、「旧加藤家」「旧齋藤家」「旧進修館」を古い建物の特性を生かした美術作品の展示や音楽活動などの文化活動や体験講座、地域活動ができる場所とします。

[里山体験事業編、新たな福祉の拠点づくり編との連携事業]

1 モデル事業の実施

- ・モデル事業として移築民家や前庭などを活用した郷土資料館主催事業や市民団体との共催事業を実施し、利用できる分野や範囲、時間、人数などを検証します。

2 仕組みづくりと運用準備

- ・上記を踏まえ、文化財保護に留意しつつ、一定ルールの下で町民が利用できる仕組みを作り、広報やホームページで公表し、この仕組みのもとで町民による活動が行われるようにします。

3 活用支援

主な
成果目標
(令和7年度)

新たな仕組みに基づく新規事業 年3回以上

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.モデル事業の実施	教育推進課	→				
2.仕組みづくりと運用準備	教育推進課		→			
3.活用支援	教育推進課			→		

方針
A

新しい村魅力アップ事業

「新しい村」を整備してから約20年。直売施設の増加やインターネット販売の普及など取り巻く状況も大きく変わりました。着地型観光という視点も含めて、調査・分析を行い、「新しい村」の魅力を高める計画を策定し、「新しい村」をより魅力的な空間へと変えていきます。

- 1 新しい村の現状分析・課題整理
 - ・新しい村の利用者分析やニーズ調査、課題の整理を行います。
- 2 持続可能な経営モデルの調査研究
 - ・新しい村の今後のあり方を再確認し、持続可能な経営シミュレーションを行います。
- 3 新しい村周辺農地の地権者意向調査
 - ・耕作者の高齢化が進む新しい村周辺農地の調査を行い、観光資源としての活用を検討します。
- 4 新しい村魅力アッププランの策定
 - ・調査結果をもとに、将来に向けた新しい村の魅力を高める計画を策定します。

主な
成果目標
(令和7年度)

新しい村魅力アッププランの策定

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.新しい村の現状分析・課題整理	産業観光課 新しい村	→				
2.持続可能な経営モデルの調査研究	産業観光課		→			
3.新しい村周辺農地の地権者意向調査	産業観光課		→			
4.新しい村魅力アッププランの策定	産業観光課		→			

方針
A

集落で支えあう営農事業

農業を次世代の担い手にとって魅力ある産業としていくために、農業生産の効率化・省力化を図るとともに、農地集積化を推進し、農作業環境の向上を図ります。

宮東・中島地区圃場整備

1 現地調査

・土壌や地耐力、高低差、既存施設の状況等について調査を実施します。

2 事業計画策定及び地権者同意

・整備内容を定め、費用対効果を算定し、地権者の同意を得ます。

3 用地測量及び実施設計

・用地測量を行い、詳細な設計図を作成します。

4 整地工事

・実施設計に基づき、畦畔除去による区画拡大、用排水路及び農道の整備等を行います。

主な
成果目標
(令和7年度)

宮東・中島地区における20ha以上の農地集積化と基盤整備(100%)

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.現地調査	埼玉県 産業観光課 地権者	→				
2.事業計画策定及び地権者 同意	埼玉県 産業観光課 地権者		→			
3.用地測量及び実施設計	埼玉県 産業観光課			→		
4.整地工事	埼玉県 産業観光課				→	

方針
A

宮代農業人材育成事業

就農希望者のための実践的な研修環境を整え、将来の宮代農業を支える骨太な若手農業者を育成します。

1 事業計画の策定

- ・町の新規就農支援制度の現状を検証するとともに、就農希望者が就農しやすい研修環境を整備するための事業計画を策定します。

2 就農希望者の受入（農業担い手塾実践研修）

- ・町内で就農を志す若い就農希望者を農業担い手塾で塾生として受け入れ、新規就農者を育成・確保します。

3 農業用栽培施設（パイプハウス）レンタル制度の創設

- ・施設園芸を志す就農希望者や新規就農者の投資リスクの軽減を図るため、農業用栽培施設（パイプハウス）を整備し、有償により貸し出します。

4 みやしろ型市民農業大学の実施

- ・町内の篤農家の下で、農業経験のない、または少ない就農希望者に栽培・農作業経験を積んでもらい、農業担い手塾塾生へ移行できる人材を育成します。（農業担い手塾入塾前研修制度）

主な
成果目標
(令和7年度)

新規就農者の確保 5人以上

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.事業計画の策定	産業観光課	→				
2.就農希望者の受入	産業観光課	→	→	→	→	→
3.農業用栽培施設レンタル制度の創設	産業観光課 新しい村		→			
4.みやしろ型市民農業大学の実施	産業観光課		→	→	→	→

方針
B、D

東武動物公園駅西口わくわくロード事業

駅から東武動物公園、新しい村までを、町民・観光客・事業者と共にアイデアを出し合いながら、歩いて楽しく、わくわくするような道に整備し、西口エリアの価値を高めます。あわせて、駅西口区画整理エリアの土地活用を促進します。

- 1 市民参加によるコンセプトの決定（コンサル選定・市民参加手法決定・現地調査・アイデア募集など）
- 2 概略設計・整備エリア決定
- 3 関係機関協議
- 4 実施設計
- 5 わくわくロード（町道第94号線ほか）整備工事

主な
成果目標
(令和7年度)

東武動物公園駅西口わくわくロードの完成（100%）

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）					
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
1.市民参加によるコンセプトの決定	まちづくり建設課	→					
2.概略設計・整備エリア決定	まちづくり建設課		→				
3.関係機関協議	まちづくり建設課		→				
4.実施設計	まちづくり建設課			→			
5.わくわくロード整備工事	まちづくり建設課				→		

方針
B、G

まちなかどこでもミュージアム事業

既存施設や飲食店など、気軽に美術作品の展示や小さな演奏会ができるスペースを募集し、まちなかにおける作品展や音楽会の開催を促します。このことで地域の人材を発掘し、地域に人々の集まる新しい場所を生み出します。

1 飲食店などで行う作品展や演奏会の実施方法の検討

- ・ 作品展や演奏会等ができる飲食店等の募集方法やアーティストとのマッチング方法などを検討します。

2 アーティストと飲食店等のマッチング

- ・ アーティストと飲食店等が出会うマッチングの場をつくり、マッチングした参加者による作品展や演奏会の準備を進めます。

3 (仮称) アートウィークの開催

- ・ 任意の一定期間を「(仮称) アートウィーク」と定め、まちなかでの作品展や演奏会等を参加者により開催し、気軽にアートを楽しめ交流できる場をつくりまします。

4 (仮称) アートウィークの実施方法の検証と見直し

- ・ 参加するアーティストや飲食店等を増やすとともに、開催エリアを拡大するため、実施方法を検証し、随時見直します。

主な
成果目標
(令和7年度)

飲食店等やアーティストが主体となった(仮称)アートウィークの開催
年1回以上

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1. 飲食店などで行う作品展や演奏会の実施方法の検討	教育推進課	→				
2. アーティストと飲食店等のマッチング	教育推進課		→	→	→	→
3. (仮称) アートウィークの開催	教育推進課 参加者		→	→	→	→
4. (仮称) アートウィークの実施方法の検証と見直し	教育推進課		→	→	→	→

方針
C

みやしろズームアッププロジェクト

町の魅力の情報発信力向上を図るため、地元の魅力を再発見し、掘り下げ、自らの言葉で発信する人材を生み出します。

1 (仮称)「みんなが地域の特派員」制度の創設

- ・既存の広報サポーター制度を、地域の広報記事だけでなく、インターネットを活用した地域の動画を発信する地域特派員の仕組みに見直します。また、地域特派員向けの講座等により技術の向上を支援します。あわせて、SNSを活用した気軽に情報発信する市民参加の仕組みとネットワークを構築します。

2 みやしろ再発見ワークショップの開催

- ・町の隠れた魅力を再発見し、発信する楽しさを体験するワークショップを開催します。あわせて、参加者に対して、(仮称)「みんなが地域の特派員」制度への参加を促します。

3 (仮称)「みんなが地域の特派員」制度の周知と制度参加者の拡大

- ・広報や町ホームページ、SNSなどを活用した情報発信のほか、地域特派員向けの講座をオープン講座にするなどの取り組みにより、新制度の参加者を拡大します。

主な
成果目標
(令和7年度)

地域特派員 10人

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1. (仮称)「みんなが地域の特派員」制度の創設	総務課	→				
2. みやしろ再発見ワークショップの開催	総務課	→	→	→		
3. (仮称)「みんなが地域の特派員」制度の周知と制度参加者の拡大	総務課		→	→	→	→

方針
D、J

遊休資源活用プロデュース事業

官・民を問わず、それぞれが所有する土地や施設などの遊休資源と人・団体等を結びつけ、町の様々な場所での活動の拠点づくりを行います。提案に対する場所の募集と場所に対する提案の募集の2つを柱として行います。

1 普通財産カルテの作成

- ・町が所有するすべての普通財産の現状、有効活用の方策等の方向性を整理します。
- ・整理にあたっては、歳入確保につながる活用方策を中心に、売却処分を含めた検討を行います。

2 庁舎の遊休スペースの活用計画の作成

- ・庁舎の建物内、敷地内にある遊休スペースとその活用方策（実施方法、スケジュール等）を整理します。
- ・整理にあたっては、遊休スペースの活用を想定した実行計画事業との連携を図ります。

3 活用事業の実施

- ・普通財産カルテ、庁舎遊休スペース活用計画に基づく取り組みをサウンディング調査の手法等を活用しながら実施します。

4 民間施設の活用事例の収集と公表

- ・実行計画事業等における民間施設との連携、遊休スペースの活用事例を収集し、町ホームページ等で公表し見える化することで、官民を含めた町全体の遊休スペースの活用を促進します。

主な
成果目標
(令和7年度)

活用実績 10件

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.普通財産カルテの作成	企画財政課	→				
2.庁舎の遊休スペース活用計画の作成	企画財政課		→			
3.活用事業の実施	企画財政課		→			
4.民間施設の活用事例の収集・公表	企画財政課	→				

方針
D

岸辺遊歩道整備事業

備前堀川等において、自治会や地域の関係団体などと共にアイデアを出し合い、地域に親しまれ愛される遊歩道や水辺を整備します。

- 1 市民参加による岸辺遊歩道等の整備方針の検討
 - ・モデルとなる岸辺遊歩道等を選定し、整備方針を検討します。
- 2 備前堀川等の遊歩道整備
 - ・舗装・フェンス・街路灯の整備等
- 3 既存遊歩道の整備
 - ・健康マッ歩等の修繕を行います。
- 4 古利根川の活用促進に合わせた良好な水辺空間の創出の検討
 - ・杉戸町等と連携し、水辺空間の活用促進を検討します。

主な
成果目標
(令和7年度)

公園・遊歩道の整備 満足度50%
※住民意識調査 令和元年度43.6%

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.市民参加による岸辺遊歩道等の整備方針の検討	まちづくり建設課	→				
2.備前堀川等の遊歩道整備	まちづくり建設課		→			
3.既存遊歩道の整備	まちづくり建設課		→			
4.古利根川の活用促進に合わせた良好な水辺空間の創出の検討	まちづくり建設課 産業観光課	→				

方針
D、J

地域のオリジナルパークをつくろう！

身近な街区公園等を一律に"児童公園"として位置付けるのではなく、人々のライフスタイルに合わせて、それぞれが特色のある"場"となるように再整備し、地域の人が集まる憩いの場（青空カフェ、移動販売、健康づくりパークなど）を地域の皆さんとともにつくりあげます。

- 1 町内街区公園からモデル公園を検討
- 2 地域の課題解決・魅力アップ等地域が求めるモデル公園整備計画の検討・策定
- 3 モデル公園整備実施
- 4 事業実施
- 5 モデル公園の評価・検証

主な
成果目標
(令和7年度)

公園の整備 2か所

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.モデル公園検討	まちづくり建設課	→				
2.公園整備計画検討・策定	まちづくり建設課		→	→	→	
3.公園整備	まちづくり建設課			→	→	→
4.事業実施	まちづくり建設課				→	→
5.評価検証	まちづくり建設課					→

方針
E

宮代型デマンド交通事業

循環バスのルートでないエリアや身体的な理由で循環バスが利用できない方の交通需要に対応するため、宮代町の地勢や特性に合ったデマンド交通を導入します。

- 1 タクシー助成制度の実証実験の実施
 - ・ 先進自治体の調査やタクシー会社からの意見聴取など、令和2年度に実施した検討結果を踏まえ実証実験を実施
- 2 実証実験を踏まえた効果と課題の検証
 - ・ 利用状況の分析や利用者の声などを踏まえ、制度の効果と課題を検証
- 3 循環バスの契約更新にあわせた運行内容の見直し
 - ・ 利用者等アンケート実施、タクシー助成制度の効果と課題を踏まえた見直しの方向性の整理
 - ・ 地域公共交通会議による協議
循環バス、タクシー助成制度を含めた地域公共交通の方向性
- 4 タクシー助成制度の本格実施、見直し後の循環バスの運行

主な
成果目標
(令和7年度)

高齢者が外出を控えている理由「交通手段がない」10%以下
※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 令和元年度15.8%

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1. タクシー助成制度の実証実験の実施	企画財政課	→				
2. 実証実験を踏まえた効果と課題の検証	企画財政課		→			
3. 循環バスの次期契約に向けた運行内容の見直し	企画財政課		→			
4. タクシー助成制度の本格実施、次期循環バスの運行	企画財政課			→		

方針
E

広域道路ネットワークの整備（都市計画道路整備）

利便性の高い近隣市町への広域道路ネットワーク構築のため、都市計画マスタープランに基づく都市計画事業整備計画において優先順位を定め、計画的な整備を進めます。

- 1 (都) 春日部久喜線（町道第12号線）の整備
 - ・用地買収、道路整備を進めます。
- 2 (都) 春日部久喜線（町道第252号線）の延伸
 - ・（都）春日部久喜線（町道第252号線）の都市計画決定
 - ・北春日部駅周辺地区土地区画整理事業に合わせた道路・橋梁整備を行います。
- 3 (都) 万願寺橋通り線（町道第75号線）の整備
 - ・埼玉県との協議を踏まえ、須賀上交差点の調査・設計等を行います。
- 4 (都) 新橋通り線（町道第148号線）の整備
 - ・埼玉県による整備を引き続き、要望していきます。

主な
成果目標
(令和7年度)

- (都) 春日部久喜線（町道第12号線）の整備完了
- (都) 春日部久喜線（町道第252号線）の都市計画決定

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1. (都) 春日部久喜線（町道第12号線）の整備	まちづくり建設課	→ 用地買収 →			→ 整備工事 →	
2. (都) 春日部久喜線（町道第252号線）の延伸	まちづくり建設課	→				
3. (都) 万願寺橋通り線（町道第75号線）の整備（設計）	まちづくり建設課				→	
4. (都) 新橋通り線（町道第148号線）の整備	まちづくり建設課	→				

方針
E

東武動物公園駅東口にぎわいロード事業

駅東口の地域の魅力とアクセス性を向上させるため、駅前広場や都市計画道路を一体的に整備し、他自治体と広域的につながるターミナルとしての機能を高めます。

- 1 物件調査（単価入替等）・鑑定評価
- 2 用地交渉
- 3 用地・物件補償
- 4 関係機関協議・実施設計
- 5 整備工事（シェルター等を含む）

主な
成果目標
(令和7年度)

- 東武動物公園駅東口駅前広場の完成（100%）
- 東武動物公園駅東口通り線の完成（100%）

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.物件調査（単価入替等）・鑑定評価	まちづくり建設課	→				
2.用地交渉	まちづくり建設課	→				
3.用地・物件補償	まちづくり建設課	→				
4.関係機関協議・実施設計	まちづくり建設課		→			
5.整備工事	まちづくり建設課			→		

方針 E 和戸駅周辺活性化事業

都市計画道路国納橋通り線や都市計画道路万願寺橋通り線の整備に合わせて、産業系土地利用を検討し、民間企業の立地誘導による地域の活性化を促進します。

- 1 関係機関との調整
- 2 土地・権利者調査
- 3 事業化検討調査
- 4 地元調整・企業意向確認
- 5 事業推進調査

主な成果目標 (令和7年度) 土地利用・事業手法の決定
事業区域の決定

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.関係機関との調整	まちづくり建設課	→				
2.土地・権利者調査	まちづくり建設課	→				
3.事業化検討調査	まちづくり建設課		→			
4.地元調整・企業意向確認	まちづくり建設課		→			
5.事業推進調査	まちづくり建設課				→	

方針
E

姫宮駅西側周辺活性化事業

北春日部方面への都市計画道路の整備に合わせて、産業系土地利用を検討し、民間企業の立地誘導による地域の活性化を促進します。

- 1 関係機関協議、説明会開催
- 2 都市計画決定手続き
- 3 用地・補償交渉
- 4 都市計画道路整備
- 5 産業系土地利用及び立地誘導等の検討

主な
成果目標
(令和7年度)

(都) 春日部久喜線(町道第252号線)の都市計画決定

実施項目	実施主体	実施年度(いつまでに)				
		R3	R4	R5	R6	R7
1.関係機関協議、説明会開催	まちづくり建設課	→				
2.都市計画決定手続き	まちづくり建設課	→				
3.用地・補償交渉	まちづくり建設課		→			
4.都市計画道路整備	まちづくり建設課			→		
5.産業系土地利用及び立地誘導等の検討	まちづくり建設課			→		

方針
E、G

地域力となる地区コミュニティセンター事業

地域コミュニティや地区・自治会のサポートをする地区担当者を配置します。また、その拠点として、既存の施設を（仮称）地区コミュニティセンターとして活用し、新たなつながりが生まれる場、地域における自治会活動や市民活動をサポートする場とします。

1 実施計画の作成

- ・全体像を見据えて必要な機能や人員配置、開設場所の選定など、関係課とともに検討し、実施計画を作成します。
※関係課（総務課、企財財政課、健康介護課、福祉課、子育て支援課、町民生活課）

2 モデル地区の選定と開設スケジュール等の作成

- ・実施計画に沿って、地区コミュニティセンター開設モデル地区1か所の選定と開設スケジュール、人員配置計画、予算案を作成します。

3 モデル地区のコミセン開設

- ・人員を配置し、1か所のモデル地区にて、地区コミュニティセンターを開設します。（例えば、小中学校の余裕教室等を事務室として改修し、詰所として開設）開設後、モデル地区コミュニティセンター運営開始とともに地域ニーズの把握や必要な地区コミュニティセンター機能の検証などセンターのベースとなるデータ収集と整理を行い、センター運用マニュアルと次施設開設に向けた開設マニュアルを作成します。

4 モデル地区の運営と次地区の開設準備

- ・モデル地区を運用しながら当該地域のニーズの把握と開設マニュアルによる2か所目の地区コミュニティセンター開設に向けた準備を実施します。（人員配置や開設場所等）

5 2か所目の地区コミセン開設

- ・2か所目の地区コミュニティセンターを開設します。開設後は当該地区コミュニティセンターを運営しつつ、当該センターの運用マニュアル整備に向けて地域ニーズの把握を行います。

主な
成果目標
(令和7年度)

地区コミュニティセンターの開設 2か所

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.具体的な実施計画の作成	町民生活課 関係課	→				
2.モデル地区の選定と開設スケジュール等の作成	町民生活課		→			
3.モデル地区のコミセン開設	町民生活課			→	→	→
4.モデル地区の運営と次地区の開設準備	町民生活課				→	
5.2か所目の地区コミセン開設	町民生活課					→

方針
F

小商いからはじめようチャレンジショップ推進事業

宮代町での起業を促進するため、空き店舗や公共施設の空きスペース等をチャレンジショップとして、起業志望者に提供する仕組みづくりを行います。また、複数店が連続して空き店舗となったエリアについては、貸主などと連携して、特色のあるエリアの形成を促します。

1 起業創業支援講座の開催

- ・月3万円ビジネス講座や創業セミナー等の起業志望者を支援する講座を開催します。

2 チャレンジショップ開店準備

- ・起業志望者がチャレンジする場としてのチャレンジショップのスキーム作成やオーナーとの交渉を行います。

3 チャレンジショップの運営

- ・チャレンジショップ運営を支援します。

4 起業創業準備支援

- ・創業の学びの場としてのマルシェを開催します。
- ・起業志望者を支援する補助制度を創設します。

主な
成果目標
(令和7年度)

町の支援策を利用した起業者 15人以上

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.起業創業支援講座の開催	産業観光課	月3万円ビジネス講座				
		創業セミナー				
2.チャレンジショップの開店準備	産業観光課	→				
3.チャレンジショップの運営	民間 産業観光課 商工会		→	→	→	→
4.起業創業準備支援	産業観光課	→	→	→	→	→

方針
F、G

身近な場所で子育てサロン事業

子育て中の方が孤立しないように、身近な飲食店や集会所等で地域の皆さんが実施する地域子育てサロンの開設・運営をサポートします。

1 地域子育てサロンのモデル事業の実施

- ・モデル事業等を実施することで、地域子育てサロンのイメージを広く町民等に周知し、サロンの担い手となる人材や運営場所を発掘します。また、サロンを開設し運営するにあたっての課題を探ります。

2 サロンの開設や運営のための支援策の検討

- ・モデル事業等の結果を踏まえ、サロンの開設・運営のための支援策や子育て支援ネットワーク（子育て応援隊）の仕組みづくりを検討します。また、支援策を試行し、サロンの実施主体を地域主体へと移行する準備を行います。

3 地域主体の子育てサロンの運営開始

- ・サロンの担い手となる人材と運営場所等のマッチングを進め、必要な支援を行うことにより、地域で主体的に運営されるサロンを開設します。

4 子育て情報サイト「みやしろで育てよっ」のリニューアル

- ・各地域のサロンの情報等を発信するため、「みやしろで育てよっ」をリニューアルします。

主な
成果目標
(令和7年度)

地域主体の子育てサロンの運営 3か所以上

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.地域子育てサロンのモデル事業の実施	子育て支援課	→				
2.サロンの開設や運営のための支援策の検討	子育て支援課	→				
3.地域主体の子育てサロンの運営開始	地域主体の子育てサロン			→	→	→
4.子育て情報サイトのリニューアル	子育て支援課			→	→	→

方針
G、L

地域 みんなでこどもたちの居場所づくり事業①

子どもが孤立しないための居場所づくりを行う人や活動を応援し、地域の人々が主体となった取り組みを広げます。また、学校に通えない児童生徒のために学外の間を整備し、心の居場所や学びの機会を提供します。

- 1 子どもの居場所づくりについての調査研究
 - ・先進地の事例や住民ニーズを調査し、町に必要な子どもの居場所の役割や機能等について整理します。
- 2 子どもの居場所づくりイベントの開催
 - ・イベント等を通じて、子どもの居場所づくりに関心のある人材や団体を発掘します。
- 3 子どもの居場所づくり活動の支援策の検討
 - ・担い手となる人材や既存の活動団体等との話し合いの場を作り、子どもの居場所づくり活動の支援策を検討します。
- 4 子どもの居場所づくり活動を広げるフォーラム、体験事業の実施
 - ・既存の活動団体とともに、フォーラムや体験事業を実施することで、新たな担い手や活動を生み出します。
- 5 居場所づくり活動のネットワークの構築
 - ・居場所づくり活動の連携を深め、活動をより良いものするため、団体間のネットワークを構築します。

主な
成果目標
(令和7年度)

子どもの居場所づくり活動 3か所以上
子どもの居場所づくり活動のネットワークの構築

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.子どもの居場所づくりについて調査研究	子育て支援課 教育推進課	→				
2.子どもの居場所づくりイベントの開催	子育て支援課	→				
3.子どもの居場所づくり活動の支援策の検討	子育て支援課 子どもの居場所 活動団体等	→				
4.子どもの居場所づくり活動を広げるフォーラム、体験事業の実施	子育て支援課 子どもの居場所 活動団体等		→			
5.居場所づくり活動のネットワークの構築	子育て支援課 子どもの居場所 活動団体等			→		

方針
G、L

地域みんなでこどもたちの居場所づくり事業②

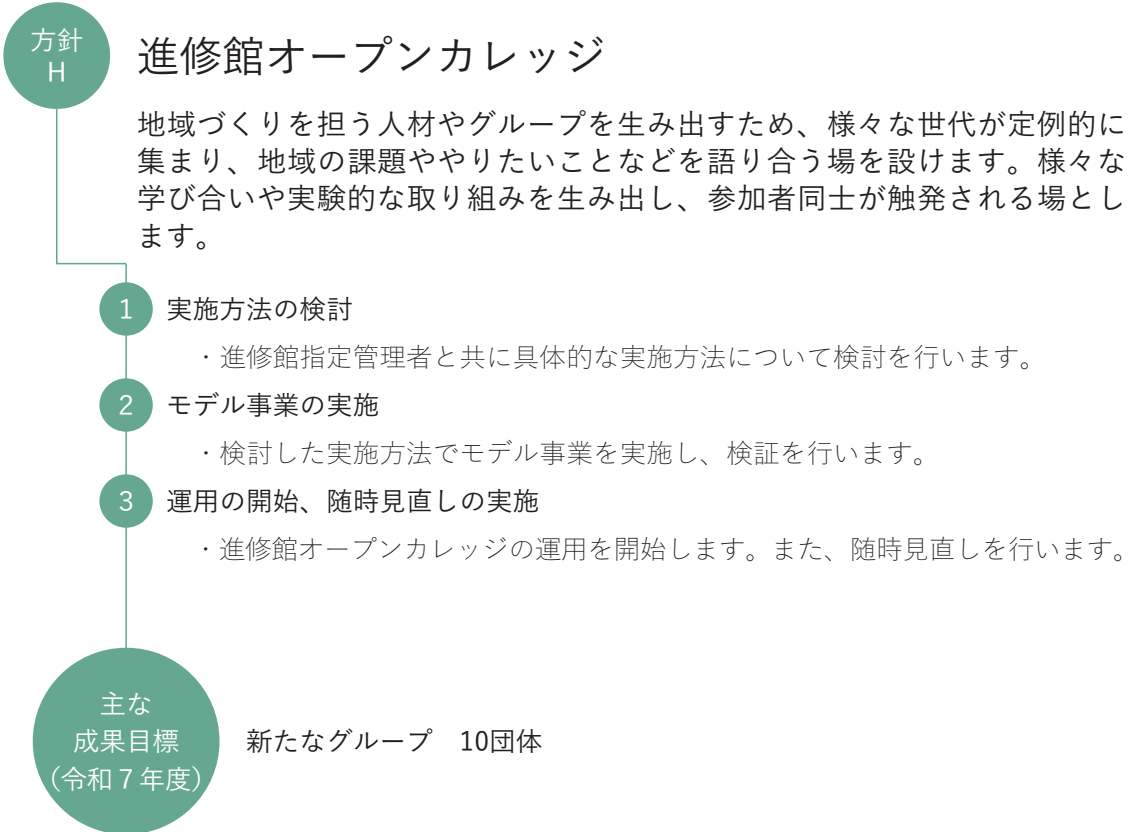
子どもが孤立しないための居場所づくりを行う人や活動を応援し、地域の人々が主体となった取り組みを広げます。また、学校に通えない児童生徒のために学外の間を整備し、心の居場所や学びの機会を提供します。

- 1 地域・学校の実態把握及び教育支援センター（適応指導教室）の在り方の検討
- 2 子育て支援課及び福祉課との連携体制の構築（調査研究・ネットワーク構築）
- 3 必要な施設改修・設備・備品等の整備及び人材の確保
- 4 包括的な支援体制の構築及び拡充の検討
- 5 教育支援センター（適応指導教室）設置条例の制定
- 6 教育支援センター（適応指導教室）の開設及び運用

主な
成果目標
(令和7年度)

常設の教育支援センター（適応指導教室）の設置

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.地域・学校の実態把握及び教育支援センター（適応指導教室）の在り方の検討	教育推進課	→				
2.子育て支援課及び福祉課との連携体制の構築（調査研究・ネットワーク構築）	子育て支援課 教育推進課 福祉課	→				
3.必要な施設改修・設備・備品等の整備及び人材の確保	教育推進課	→				
4.包括的な支援体制の構築及び拡充の検討	教育推進課	→	→	→	→	→
5.教育支援センター（適応指導教室）設置条例の制定	教育推進課	→				
6.教育支援センター（適応指導教室）の開設及び運用	教育推進課		→	→	→	→



実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.実施方法の検討	町民生活課 指定管理者	→				
2.モデル事業の実施	町民生活課 指定管理者	→				
3.運用の開始、随時見直しの実施	町民生活課 指定管理者		→			

方針
H

おかえりなさい！地域デビュー事業

定年を迎えた世代が今までつながりが希薄であった地域で生き生きと活躍するため、地域デビューのきっかけづくりとなるイベントやワークショップなどを開催します。

1 シニアはじめて講座

- ・定年を迎えた世代をターゲットにした、シニアの生活に役立つ連続講座を開催します。
- ・参加者に対して、縁じょいメンバーへの登録を促すとともに、自主グループへのきっかけづくりを行います。
- ・講座においては、各所属所が実施する住民パワーが必要となる事業に繋げる取組みを行います。

2 縁じょい通信の発行

- ・地域デビューを促す情報紙として縁じょい通信を発行します。
- ・健康介護課の所管する情報だけでなく、各所属所の情報を幅広く掲載し、情報提供します。

3 縁じょい交流会の開催

- ・縁じょいメンバー等を中心に、地域活動に関心がある方を集めた交流会を開催します。
- ・講師を招き、地域活動への動機づけ、新たな活動へのチャレンジ、仲間づくりの方法など、地域活動のきっかけづくりを行います。

主な
成果目標
(令和7年度)

地域活動を始めた人 100人

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.シニアはじめて講座の開催	健康介護課 社会福祉協議会		→			
2.縁じょい通信の発行	健康介護課 社会福祉協議会	→				
3.縁じょい交流会の開催	健康介護課 社会福祉協議会		→			

方針
H、K

西原自然の森活用事業（新たな福祉の拠点づくり編）

再整備される旧ふれ愛センターを拠点に、社会福祉協議会と連携して、今日的な社会課題に対応したセミナーやイベントを開催し、ボランティアの裾野を広げます。ワークショップや交流会など、福祉団体同士が連携するきっかけとなるプラットフォームづくりも支援します。

[里山体験事業編、移築民家活用編との連携事業]

1 今日の社会的課題に対応したセミナーやイベントを開催【人材の育成】

- ・多目的室を活用した様々なボランティア研修会の開催
災害ボランティア講座、福祉推進員講座等、社会のニーズに応じたボランティア養成講座を実施
- ・さをり織り体験等小中学生と福祉作業所やボランティアとの交流機会を作り、福祉教育に寄与します。

2 福祉団体同士が連携するきっかけとなるプラットフォームづくり【活躍の場づくり】

- ・町内福祉団体同士の連携、サービスの向上
町内の福祉団体に呼びかけ、意見交換会や今後の課題解決に向けた合同研修会等を実施
- ・(仮称)西原ふれあいフェスタ
様々な団体が参加できるイベントを開催し、ボランティア同士の連携を促し活躍の機会を広げます。
- ・近隣市町の福祉作業所合同展示即売会を開催し、福祉団体同士の交流を図ります。

主な
成果目標
(令和7年度)

ボランティアの育成 50人以上

福祉推進員の確保 30人以上

福祉団体の連絡ネットワークの発足

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.社会課題に対応したセミナーやイベントを開催	福祉課 社会福祉協議会					
2.福祉団体同士が連携するきっかけとなるプラットフォームづくり	福祉課 社会福祉協議会					

方針
H

若い世代の健康づくり促進事業

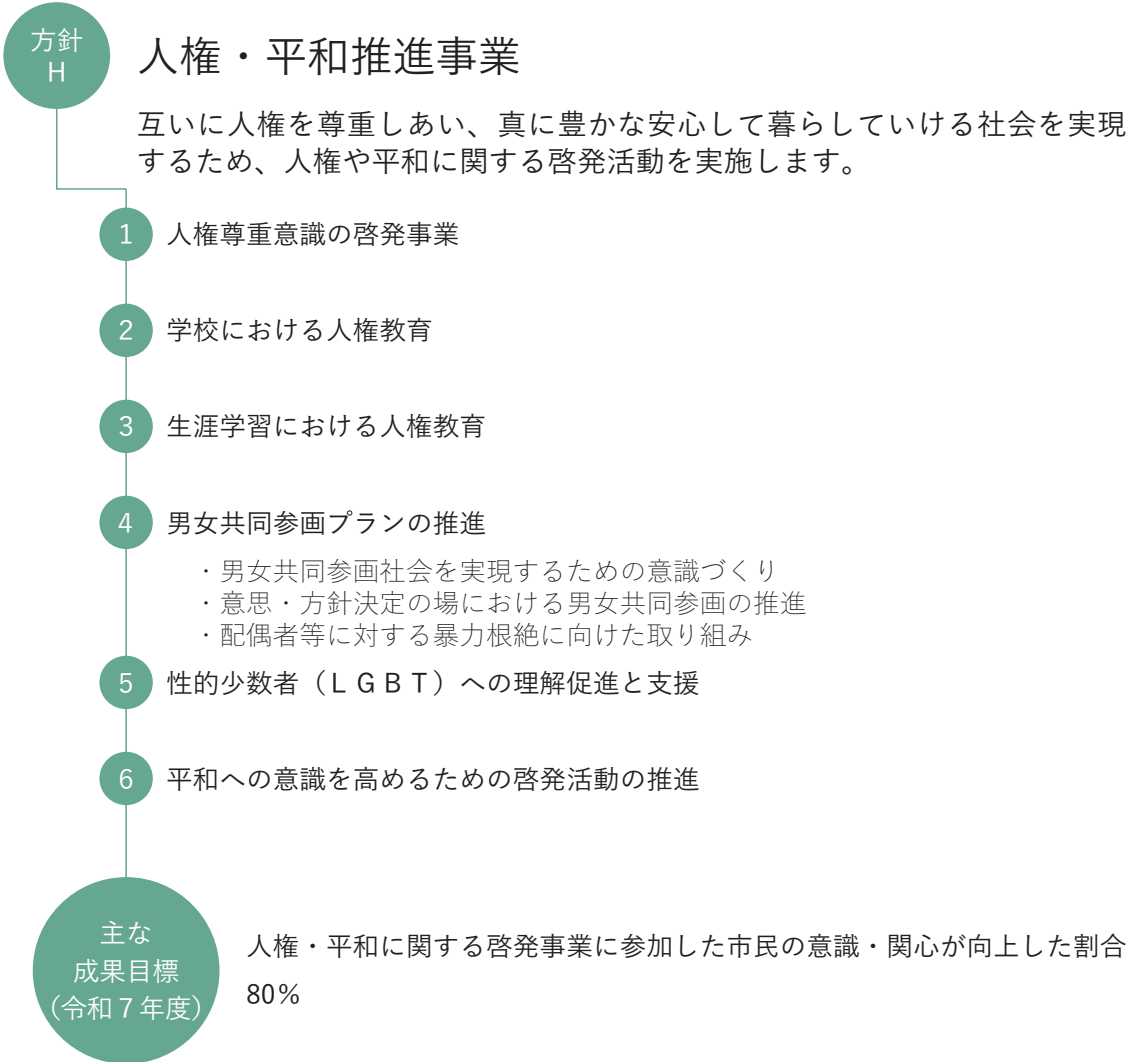
生涯を通じて健康で活気ある日々を過ごすためには、若いうちから健康に対する意識をもつことが大切です。若い世代（20代～40代）の健康への関心を高めるため、オンラインによる教室や相談などライフスタイルに合わせたアプローチをします。

- 1 オンライン相談事業の実施
- 2 若い世代の健康に関する情報収集
- 3 新規健康づくり事業の実施方法及び「健康マイレージ事業」利用拡大に向けた取組内容の検討
 - ・運動面：若い世代をターゲットとしたウォーキングイベント、親子での運動教室
 - ・栄養面：朝食摂取を題材とした参加型啓発事業「(仮称) 私の朝ごはん」、親子向けレシピの作成
- 4 検討結果に基づき、各種健康づくり事業の積極的周知及び実施
- 5 アンケート調査による評価・検証

主な
成果目標
(令和7年度)

20代～40代で健康づくりに取り組んでいる人の割合
令和3年度アンケート調査から10%増

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.オンライン相談事業の実施	健康介護課	→				
2.若い世代の健康に関する情報収集	健康介護課	→				
3.新規健康づくり事業の実施方法及び「健康マイレージ事業」利用拡大に向けた取組内容の検討	健康介護課	→				
4.検討結果に基づき、各種健康づくり事業の積極的周知及び実施	健康介護課		→			
5.アンケート調査による評価・検証	健康介護課					→



実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.人権尊重意識の啓発事業	総務課 教育推進課	→				
2.学校における人権教育	総務課 教育推進課	→				
3.生涯学習における人権教育	総務課 教育推進課	→				
4.男女共同参画プランの推進	総務課	→				
5.性的少数者（L G B T）への理解促進と支援	総務課	→				
6.平和への意識を高めるための啓発活動の推進	総務課	→				

方針
I、K

チームみやしろ会議

東武動物公園駅西口周辺エリアを対象に、東武動物公園や日本工業大学などのキープレイヤー同士が連携する組織を設立し、地域のブランド力向上やイメージアップを図ります。

1 チームみやしろ会議のコンセプトの整理と会議の設置

- ・単なる情報交換の場でなく、参加者が主体的にチームに関わり実践するためのコンセプトを整理。主要なキープレイヤーに参加を募り会議を設置します。

2 チームみやしろプラットフォームの検討と試行

- ・宮代町で暮らす人や働く人、官民間問わず様々な人たちが集まり、つながるプラットフォームをチームみやしろ会議で検討し、試行運用します。
※プラットフォーム：共感のテーマとゆるいつながりをもった自由参加の意見交換の場

3 チームみやしろプラットフォームの本運用

- ・試行運用の結果を踏まえて必要な見直しを行い、プラットフォームを定期的で開催します。

4 チームみやしろ会議のプレーヤーによる実践

- ・プラットフォームで得た情報や人脈などを活かし、チームみやしろ会議が実践活動を始めます。

主な
成果目標
(令和7年度)

チームみやしろ会議をきっかけとした新たな活動の誕生 年3件

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.チームみやしろ会議のコンセプトの整理と会議の設置	企画財政課	→				
2.チームみやしろプラットフォームの検討と試行	チームみやしろ会議		→			
3.チームみやしろプラットフォームの本運用	チームみやしろ会議			→	→	→
4.チームみやしろ会議のプレーヤーによる実践	チームみやしろ会議		→	→	→	→

方針
K

みんなで備える防災力強化促進事業

現実に起こりうる災害を想定し、行政、消防団はもとより、自主防災組織、学校等の関係団体とともに、実際の避難行動の一連の流れを体験する防災訓練を実施し、防災力を強化します。

1 合同の実働訓練の実施

- ・合同防災訓練(避難所運営訓練等)を自主防災会、学校、消防団、消防署、各施設管理者と合同で行い、より実践的なものとします。

2 実践的なテーマによる自主防災会の訓練の実施

- ・町でテーマを決め、各自主防災会で地区の防災訓練を行います。訓練実施後、各地区合同で反省会を実施し、実際の災害に向けての課題等を検討します。

3 実践的な訓練等を踏まえた防災体制の見直し

- ・実践的な訓練や災害想定等を踏まえ、次の項目を中心に見直しや実践を行います。
宮代町地域防災計画や計画に基づく町職員の訓練体制、宮代町防災情報システム等による情報発信等
各団体の防災リーダーの人材育成、住民に対するマイ・タイムラインの作成普及、一時避難所となる集会所の拠点整備に対する支援等

4 民間企業等との災害協定の拡充

- ・民間企業等との災害協定を拡充し、災害時の必要物資等の連携、調達、支援を受ける体制を充実します。

主な
成果目標
(令和7年度)

自主防災会訓練実施率 100%

我が家の避難計画「マイ・タイムライン」の作成率 50%

実施項目	実施主体	実施年度 (いつまでに)				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.合同の実働訓練の実施	町民生活課 関係団体	→	→	→	→	→
2.実践的なテーマによる自主防災会の訓練の実施	町民生活課 自主防災会	→	→	→	→	→
3.実践的な訓練等を踏まえた防災体制の見直し	町民生活課		→	→	→	→
4.民間企業等との災害協定の拡充	町民生活課	→	→	→	→	→

方針
L

高齢者困りごとサポート隊事業

買い物や電球交換など高齢者の日常生活のちょっとした困りごとをサポートする地域内の助け合い活動の組織化を支援し、広げていきます。

1 高齢者向けサービスの情報伝達

- ・既に実施されている行政サービスや民間サービスをまとめ冊子を作成します。
- ・合わせて、地域における助け合い活動の必要性の意識啓発を行います。

2 助け合い活動グループの育成

- ・地域交流サロンの代表者を集めたサロン連絡会において、地域の課題の把握・解決方法の検討を行うとともに、助け合い活動の重要性を説明していきます。
- ・関心を持ったサロンを重点的に説明、支援を行い、助け合い活動を実践します。

3 助け合い活動グループへの支援

- ・生活支援を行う自主グループについて、必要に応じた支援を行います。

主な
成果目標
(令和7年度)

新たな助け合い活動を実施するグループ 5団体以上

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.高齢者向けサービスの情報伝達	健康介護課 社会福祉協議会	→				
2.助け合い活動グループの育成	健康介護課 社会福祉協議会	→	→	→	→	→
3.助け合い活動グループへの支援	健康介護課 社会福祉協議会	→	→	→	→	→

方針
し

日工大サイエンスプロジェクト

小中学校の理科の授業において、大学の施設や設備を使った専門家による科学体験を通して、子どもたちが興味をもって、自ら学ぶプロジェクトを始動します。

- 1 日本工業大学の設備、先生に関する情報収集
- 2 学校の教育課程の確認
- 3 必要な支援方法の検討
- 4 日本工業大学、学校、教育委員会との情報交換会の実施
- 5 日工大サイエンスプロジェクトの実施

主な
成果目標
(令和7年度)

理科が好きという児童生徒 80%以上（アンケート調査）

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.日本工業大学の設備、先生に関する情報収集	教育推進課	→				
2.学校の教育課程の確認	教育推進課	→				
3.必要な支援方法の検討	教育推進課		→			
4.日本工業大学、学校、教育委員会との情報交換会の実施	教育推進課		→			
5.日工大サイエンスプロジェクトの実施	教育推進課			→		

方針
M

公共施設マネジメント計画2.0

平成23年11月に策定した公共施設マネジメント計画から10年。新たなマネジメント計画をつくり今後の公共施設のあり方、施設の機能転換など、中期的なビジョンを定めます。

1 策定方針の検討

- ・自治体経営会議において、新たな公共施設マネジメント計画の策定方針について検討します。

2 公共施設マネジメント会議の開催

- ・有識者及び公募委員で構成する公共施設マネジメント会議を立ち上げ、策定方針に基づき、今後の公共施設のあり方、民間力の更なる活用手法、ターゲットとする施設など中期的なビジョンについて、検討します。

3 無作為抽出市民によるワークショップの開催

- ・無作為抽出による市民ワークショップを開催し、公共施設のあり方について意見交換を行います。

4 公共施設マネジメント計画の策定

- ・会議での検討結果やワークショップ結果等を基に、公共施設マネジメント計画2.0を作成し、提言します。

5 計画に基づく再編に向けた準備

主な
成果目標
(令和7年度)

公共施設マネジメント計画2.0の策定

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.策定方針の検討	企画財政課	→				
2.公共施設マネジメント会議の開催	企画財政課	→				
3.無作為抽出市民ワークショップの開催	企画財政課		→			
4.公共施設マネジメント計画の策定	企画財政課		→			
5.計画に基づく再編に向けた準備	企画財政課			→		

方針
M

宮代町立小中学校適正配置事業

社会の変化に対応した最良な教育環境を子どもたちに提供するために、小中学校の適正な配置を進めていきます。

- 1 審議会の答申を踏まえた小中学校の適正配置計画の再検討及び見直し
- 2 見直し後の小中学校の適正配置計画に基づく取組の実施

主な
成果目標
(令和7年度)

審議会の答申を踏まえた小中学校の適正配置計画の再検討及び見直し
見直し後の小中学校の適正配置計画に基づく取組の実施

実施項目	実施主体	実施年度（いつまでに）				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1.計画の再検討及び見直し	教育推進課	→				
2.計画に基づく取組の実施	教育推進課	→				

SDGsの目標との関連

実行計画事業	関連するSDGsの目標
<p>西原自然の森活用事業（里山体験事業編）</p> <p>P37 山崎山で市民団体とともに培った、事業や活動のノウハウと経験を活かし、西原自然の森においても、自然の魅力や大切さを知る体験事業や保全事業を市民とともに実施します。これにより、町の自然を守り育て、その魅力を発信する人材を生み出します。</p>	 <p>陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸の豊かさも守ろう</p>
<p>西原自然の森活用事業（移築民家活用編）</p> <p>P38 福祉拠点として再整備される旧ふれ愛センターとともに西原自然の森の魅力を高めるため、「旧加藤家」「旧齋藤家」「旧進修館」を古い建物の特性を生かした美術作品の展示や音楽活動などの文化活動や体験講座、地域活動ができる場所とします。</p>	 <p>住み続けられるまちづくりを</p> <p>住み続けられるまちづくりを</p>  <p>つくる責任 つかう責任</p> <p>つくる責任 つかう責任</p>
<p>新しい村魅力アップ事業</p> <p>P39 「新しい村」を整備してから約20年。直売施設の増加やインターネット販売の普及など取り巻く状況も大きく変わりました。着地型観光という視点も含めて、調査・分析を行い、「新しい村」の魅力を高める計画を策定し、「新しい村」をより魅力的な空間へと変えていきます。</p>	 <p>働きがいも経済成長も</p> <p>働きがいも経済成長も</p>  <p>つくる責任 つかう責任</p> <p>つくる責任 つかう責任</p>
<p>集落で支えあう営農事業</p> <p>P40 農業を次世代の担い手にとって魅力ある産業としていくために、農業生産の効率化・省力化を図るとともに、農地集積化を推進し、農作業環境の向上を図ります。</p>	 <p>陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸の豊かさも守ろう</p>
<p>宮代農業人材育成事業</p> <p>P41 就農希望者のための実践的な研修環境を整え、将来の宮代農業を支える骨太な若手農業者を育成します。</p>	 <p>飢餓をゼロに</p> <p>飢餓をゼロに</p>
<p>東武動物公園駅西口わくわくロード事業</p> <p>P42 駅から東武動物公園、新しい村までを、町民・観光客・事業者と共にアイデアを出し合いながら、歩いて楽しく、わくわくするような道に整備し、西口エリアの価値を高めます。あわせて、駅西口区画整理エリアの土地活用を促進します。</p>	 <p>飢餓をゼロに</p> <p>飢餓をゼロに</p>
<p>東武動物公園駅西口わくわくロード事業</p> <p>P42 駅から東武動物公園、新しい村までを、町民・観光客・事業者と共にアイデアを出し合いながら、歩いて楽しく、わくわくするような道に整備し、西口エリアの価値を高めます。あわせて、駅西口区画整理エリアの土地活用を促進します。</p>	 <p>住み続けられるまちづくりを</p> <p>住み続けられるまちづくりを</p>

実行計画事業	関連するSDGsの目標
<p>まちなかどこでもミュージアム事業</p> <p>P43 既存施設や飲食店など、気軽に美術作品の展示や小さな演奏会ができるスペースを募集し、まちなかにおける作品展や音楽会の開催を促します。このことで地域の人材を発掘し、地域に人々の集まる新しい場所を生み出します。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>住み続けられるまちづくりを</p>
<p>みやしろズームアッププロジェクト</p> <p>P44 町の魅力の情報発信力向上を図るため、地元の魅力を再発見し、掘り下げ、自らの言葉で発信する人材を生み出します。</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>
<p>遊休資源活用プロデュース事業</p> <p>P45 官・民を問わず、それぞれが所有する土地や施設などの遊休資源と人・団体等を結びつけ、町の様々な場所での活動の拠点づくりを行います。提案に対する場所の募集と場所に対する提案の募集の2つを柱として行います。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>住み続けられるまちづくりを</p>
<p>岸辺遊歩道整備事業</p> <p>P46 備前堀川等において、自治会や地域の関係団体などと共にアイデアを出し合い、地域に親しまれ愛される遊歩道や水辺を整備します。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>住み続けられるまちづくりを</p>
<p>地域のオリジナルパークをつくらう！</p> <p>P47 身近な街区公園等を一律“児童公園”として位置付けるのではなく、人々のライフスタイルに合わせて、それぞれが特色のある“場”となるように再整備し、地域の人が集まる憩いの場（青空カフェ、移動販売、健康づくりパークなど）を地域の皆さんとともにつくりあげます。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>住み続けられるまちづくりを</p> <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>
<p>宮代型デマンド交通事業</p> <p>P48 循環バスのルートでないエリアや身体的な理由で循環バスが利用できない方の交通需要に対応するため、宮代町の地勢や特性に合ったデマンド交通を導入します。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>住み続けられるまちづくりを</p>
<p>広域道路ネットワークの整備（都市計画道路整備）</p> <p>P49 利便性の高い近隣市町への広域道路ネットワーク構築のため、都市計画マスタープランに基づく都市計画事業整備計画において優先順位を定め、計画的な整備を進めます。</p>	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>産業と技術革新の基盤をつくろう</p>

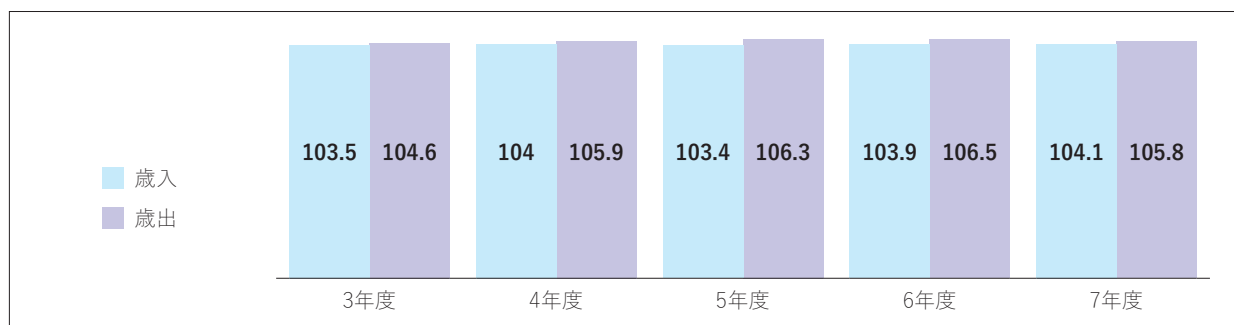
実行計画事業	関連するSDGsの目標
<p>東武動物公園駅東口にぎわいロード事業</p>	<p>P50 駅東口の地域の魅力とアクセス性を向上させるため、駅前広場や都市計画道路を一体的に整備し、他自治体と広域的につながるターミナルとしての機能を高めます。</p>  <p>産業と技術革新の基盤をつくろう</p>
<p>和戸駅周辺活性化事業</p>	<p>P51 都市計画道路国納橋通り線や都市計画道路万願寺橋通り線の整備に合わせて、産業系土地利用を検討し、民間企業の立地誘導による地域の活性化を促進します。</p>  <p>産業と技術革新の基盤をつくろう</p>
<p>姫宮駅西側周辺活性化事業</p>	<p>P52 北春日部方面への都市計画道路の整備に合わせて、産業系土地利用を検討し、民間企業の立地誘導による地域の活性化を促進します。</p>  <p>産業と技術革新の基盤をつくろう</p>
<p>地域の力となる地区コミュニティセンター事業</p>	<p>P53 地域コミュニティや地区・自治会のサポートをする地区担当者を配置します。また、その拠点として、既存の施設を（仮称）地区コミュニティセンターとして活用し、新たなつながりが生まれる場、地域における自治会活動や市民活動をサポートする場とします。</p>  <p>住み続けられるまちづくりを</p>  <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>
<p>小商いからはじめようチャレンジショップ推進事業</p>	<p>P54 宮代町での起業を促進するため、空き店舗や公共施設の空きスペース等をチャレンジショップとして、起業志望者に提供する仕組みづくりを行います。また、複数店が連続して空き店舗となったエリアについては、貸主などと連携して、特色のあるエリアの形成を促します。</p>  <p>質の高い教育をみんなに</p>  <p>働きがいも経済成長も</p>
<p>身近な場所で子育てサロン事業</p>	<p>P55 子育て中の方が孤立しないように、身近な飲食店や集会所等で地域の皆さんが実施する地域子育てサロンの開設・運営をサポートします。</p>  <p>住み続けられるまちづくりを</p>  <p>平和と公正をすべての人に</p>  <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>

実行計画事業	関連するSDGsの目標
<p>地域のみんなで子どもたちの居場所づくり事業</p> <p>P56 子どもが孤立しないための居場所づくりを行う</p> <p>P57 人や活動を応援し、地域の人々が主体となった取り組みを広げます。 また、学校に通えない児童生徒のために学外の場を整備し、心の居場所や学びの機会を提供します。</p>	 <p>質の高い教育をみんなに</p>  <p>住み続けられるまちづくりを</p>  <p>平和と公正をすべての人に</p>  <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>
<p>進修館オープンカレッジ</p> <p>P58 地域づくりを担う人材やグループを生み出すため、様々な世代が定例的に集まり、地域の課題ややりたいことなどを語り合う場を設けます。 様々な学び合いや実験的な取り組みを生み出し、参加者同士が触発される場とします。</p>	 <p>質の高い教育をみんなに</p>  <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>
<p>おかえりなさい！地域デビュー事業</p> <p>P59 定年を迎えた世代が今までつながりが希薄であった地域で生き生きと活躍するため、地域デビューのきっかけづくりとなるイベントやワークショップなどを開催します。</p>	 <p>質の高い教育をみんなに</p>  <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>
<p>西原自然の森活用事業（新たな福祉の拠点づくり編）</p> <p>P60 再整備される旧ふれ愛センターを拠点に、社会福祉協議会と連携して、今日的な社会課題に対応したセミナーやイベントを開催し、ボランティアの裾野を広げます。ワークショップや交流会など、福祉団体同士が連携するきっかけとなるプラットフォームづくりも支援します。</p>	 <p>住み続けられるまちづくりを</p>  <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>
<p>若い世代の健康づくり促進事業</p> <p>P61 生涯を通じて健康で活気ある日々を過ごすためには、若いうちから健康に対する意識をもつことが大切です。若い世代（20代～40代）の健康への関心を高めるため、オンラインによる教室や相談などライフスタイルに合わせたアプローチをします。</p>	 <p>すべての人に健康と福祉を</p>
<p>人権・平和推進事業</p> <p>P62 互いに人権を尊重しあい、真に豊かな安心して暮らしていける社会を実現するため、人権や平和に関する啓発活動を実施します。</p>	 <p>ジェンダー平等を実現しよう</p>  <p>人や国の不平等をなくそう</p>  <p>平和と公正をすべての人に</p>

実行計画事業	関連するSDGsの目標
<p>チームみや しろ会議</p> <p>P63 東武動物公園駅西口周辺エリアを対象に、東武動物公園や日本工業大学などのキープレイヤー同士が連携する組織を設立し、地域のブランド力向上やイメージアップを図ります。</p>	 <p>パートナーシップで 目標を達成しよう</p>
<p>みんなで備 える防災力 強化促進事 業</p> <p>P64 現実には起こりうる災害を想定し、行政、消防団はもとより、自主防災組織、学校等の関係団体とともに、実際の避難行動の一連の流れを体験する防災訓練を実施し、防災力を強化します。</p>	 <p>住み続けられる まちづくりを</p>  <p>気候変動に 具体的な対策を</p>
<p>高齢者困り ごとサポー ト隊事業</p> <p>P65 買い物や電球交換など高齢者の日常生活のちょっとした困りごとをサポートする地域内の助け合い活動の組織化を支援し、広がっていきます。</p>	 <p>住み続けられる まちづくりを</p>
<p>日工大サイ エンスプロ ジェクト</p> <p>P66 小中学校の理科の授業において、大学の施設や設備を使った専門家による科学体験を通して、子どもたちが興味をもって、自ら学ぶプロジェクトを始動します。</p>	 <p>質の高い教育を みんなに</p>
<p>公共施設マ ネジメント 計画2.0</p> <p>P67 平成23年11月に策定した公共施設マネジメント計画から10年。新たなマネジメント計画をつくり今後の公共施設のあり方、施設の機能転換など、中期的なビジョンを定めます。</p>	 <p>住み続けられる まちづくりを</p>  <p>パートナーシップで 目標を達成しよう</p>
<p>宮代町立小 中学校適正 配置事業</p> <p>P68 社会の変化に対応した最良な教育環境を子どもたちに提供するために、小中学校の適正な配置を進めています。</p>	 <p>質の高い教育を みんなに</p>

前期実行計画期間中の財政推計（令和3年度～7年度）

区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
町 税	35.4億円	35.4億円	36.9億円	36.6億円	36.6億円
譲与税・交付金	7.7億円	7.7億円	8.3億円	8.3億円	8.3億円
地方交付税	27.9億円	28.5億円	26.0億円	26.0億円	26.0億円
国・県支出金	20.1億円	21.0億円	21.6億円	22.0億円	22.6億円
繰 入 金	1.3億円	1.2億円	1.2億円	1.2億円	1.2億円
地 方 債	3.4億円	2.2億円	2.2億円	2.5億円	2.1億円
そ の 他	7.7億円	8.0億円	7.2億円	7.3億円	7.3億円
歳入合計 A	103.5億円	104.0億円	103.4億円	103.9億円	104.1億円
議 会 ・ 総 務	7.6億円	6.4億円	6.7億円	6.2億円	5.9億円
民 生 ・ 衛 生	45.2億円	46.8億円	46.9億円	47.0億円	47.7億円
労働・農業・商工	1.8億円	1.8億円	2.0億円	1.9億円	1.9億円
建 設 土 木	10.9億円	11.1億円	11.3億円	12.1億円	11.3億円
消 防	5.0億円	5.0億円	5.0億円	5.0億円	5.0億円
教 育	7.4億円	7.3億円	7.3億円	7.3億円	7.3億円
公 債 費	8.5億円	8.8億円	8.8億円	8.3億円	8.1億円
そ の 他	0.2億円	0.2億円	0.2億円	0.2億円	0.2億円
職 員 人 件 費	18.0億円	18.5億円	18.1億円	18.5億円	18.4億円
歳出合計 B	104.6億円	105.9億円	106.3億円	106.5億円	105.8億円
差引 A-B	▲ 1.1億円	▲ 1.9億円	▲ 2.9億円	▲ 2.6億円	▲ 1.7億円



歳 入

町税	個人町民税は少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を反映
譲与税・交付金	消費税率引き上げ後の交付金実績を勘案し計上
地方交付税	国経済・財政再生計画に基づき、地方交付税及び臨時財政対策債を計上
国・県支出金	対象各事業の伸び、又は各事業計画に基づき計上
繰 入 金	特別会計決算剰余金（過年度実績）
地 方 債	各年の都市計画事業に応じた借入見込額
そ の 他	繰越金（過年度実績勘案）、給食費他

歳 出

議 会 ・ 総 務	管理的経費、防災防犯環境に関する経費のほか各選挙費用を反映
民 生 ・ 衛 生	医療、介護、福祉、子育てなど社会保障費が毎年増大（R1以降幼保無償化）
労働・農業・商工	ソフト事業が中心となるため大きな変動は見込まれない
建 設 ・ 土 木	東武動物公園駅東西口周辺整備、都市計画道路整備などを計上
教 育	学校教育、社会教育の経費、ソフト事業中心
公債費	東武動物公園駅東西口整備などの元金償還が順次開始
職員人件費	人事院勧告に基づく給与改定等（R2以降、会計年度任用職員制度導入）

參考資料

市民参加の経緯

	期日	市民参加の内容	参加者
1	平成30.11.17 10:00-15:00	無作為抽出市民によるワークショップ	64人
2	令和元. 6.15 13:00-17:00	無作為抽出市民によるワークショップ	57人
3	令和元. 6.22 10:00-17:00	無作為抽出市民によるワークショップ	57人
4	令和元. 9.28 9:30-17:00	市民と町職員によるワークショップ	80人
5	平成30.10.20 10:00-12:00	町長とチャプ台トーク(川端公民館)	30人
6	平成30.10.20 15:00-17:00	町長とチャプ台トーク(図書館)	19人
7	平成30.10.21 10:00-12:00	町長とチャプ台トーク(和戸公民館)	27人
8	平成30.10.21 15:00-17:00	町長とチャプ台トーク(百間公民館)	8人
9	令和元.11.10 10:00-12:00	町長とチャプ台トーク(もみの木宮代)	6人
10	令和元.11.30 10:00-12:00	町長とチャプ台トーク(国納保育園)	7人
11	令和元.11.30 15:00-17:00	町長とチャプ台トーク(新道集会所)	8人
12	令和元.12. 7 10:00-12:00	町長とチャプ台トーク(宮代高校)	5人





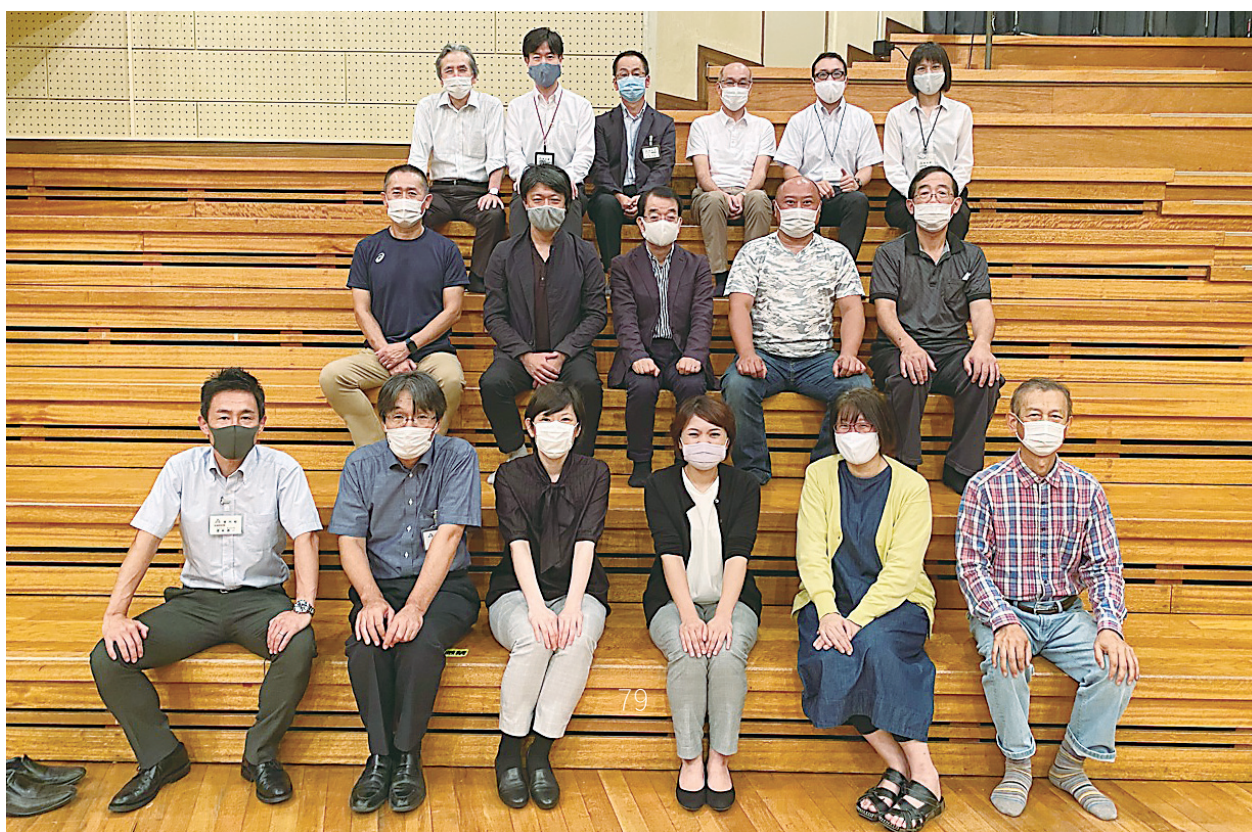
総合計画審議会の審議状況

	期日	会議内容
第1回	令和元. 6. 6	第5次宮代町総合計画の策定について（諮問）
		第5次総合計画策定方針・審議会の運営等について
		人口、少子化、高齢化の動向、宮代町50年年表について
第2回	令和元. 7.18	宮代町の10年後を話し合う総合計画審議会版ワークショップ
		基礎調査結果について
第3回	令和元. 8.29	検討状況と今後の会議について
		長所、短所発見シートまとめについて意見交換
第4回	令和元. 9.26	あるべき未来の宮代町の検討
第5回	令和元.10.24	あるべき未来の宮代町の検討
		第5次総合計画の将来都市像について
第6回	令和元.12.19	アクションプランのまとめ・整理
		将来都市像の整理
第7回	令和 2. 1.24	総合計画基本構想（素案）について
第8回	令和 2. 3.26	フォーラムの延期と実施方法について
		総合計画基本構想（素案）について
		土地利用構想と目標人口について
	令和 2. 4.24	将来都市像について※オンラインによるTV会議
第9回	令和 2. 5.29	パブリックコメントに提示する案について
		キャッチフレーズについて
第10回	令和 2. 7.30	パブリックコメントの結果について
		総合計画基本構想の答申について



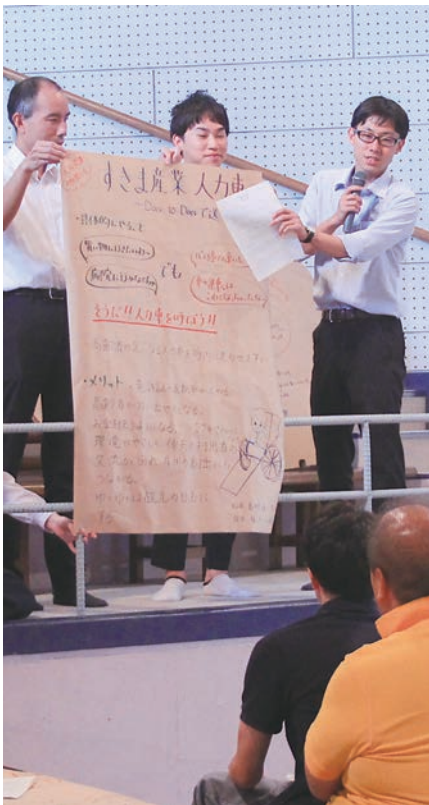
総合計画審議会委員

		役 職	氏 名	所属など
1	1号委員 町の執行機関 の委員	会長職務代理	折原正英	宮代町農業委員会
2			吉澤久美子	宮代町教育委員会
3	2号委員 町内の公共的 団体の役職員		鈴木和子	NPO法人きらりびとみやしろ
4			並木誠	宮代町商工会
5	3号委員 まちづくりに 関し識見を有 する者		秋山高善	共栄大学
6			小林俊介	東武レジャー企画(株)
7			佐々木敦子	みやしろマルシェ実行委員会
8		会 長	佐々木誠	日本工業大学
9			難波悠	東洋大学
10			保科寧子	埼玉県立大学
11		八木橋孝雄	さいたま緑のトラスト協会宮代支部	
12	4号委員 公募による市 民		高津絵里	公募
13			松山仁	公募



自治体経営会議及び職員ワークショップ

期日	会議内容
平成30. 4. 9	策定方針の検討（第1回）
平成30. 5. 7	策定方針の検討（第2回）
平成30. 6. 4	策定方針の検討（第3回）
平成30. 6.18	策定方針の検討（第4回）
平成30. 7. 2	策定方針の検討（第5回）
平成30. 8. 6	策定方針の検討（第6回）
令和元. 7.31	職員無作為抽出ワークショップ(SMCW)
令和元. 9. 2	第5次総合計画の策定状況について
令和元.11. 5	実行計画事業の立案に資する課題等の提案について
令和元.12. 2	実行計画事業の立案に資する課題等の提案及び意見交換
令和 2. 2. 3	総合計画実行計画検討チームからの中間報告
令和 2. 3. 2	総合計画実行計画検討チームからの最終報告
令和 2. 4. 6	各課から提案された実行計画事業案について
令和 2. 6. 8	実行計画事業案について
令和 2. 7. 6	実行計画事業のラインナップ案について
令和 2. 8. 3	第5次総合計画基本構想案について
令和 2.10.12	実行計画事業検討（第1回）
令和 2.10.26	実行計画事業検討（第2回）
令和 2.11. 9	実行計画事業検討（第3回）



宮代町まちづくり基本条例

平成19年12月13日

条例第26号

改正 平成23年9月1日条例第11号

私たちは先人たちの努力の積み重ねから多くの恩恵を受けており、私たち自身も宮代町をより良い姿で、次の世代に引き継いでいく責任があります。

宮代町のまちづくりは、ここに住み、活動するすべての人の意思によって行われなければなりません。そのためには、自助と共助による市民自治の考え方を基本理念として共有し、市民が自ら出来ることは自ら行い、知恵と行動を持って、互いに協力し合いながら、身近な問題の解決に当たっていく必要があります。そして、町議会及び行政には、こうした市民の意思と行動を尊重しながら、その信託された役割に責任を持って応えていくことが求められます。

私たちは、こうした認識のもと、より良い宮代町を創造し続けていくための規範となるべきものとして、ここに、宮代町まちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げた市民自治の基本理念のもとに、宮代町における自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、町議会及び行政の役割等を定めることにより、自立した地域社会を実現することを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、宮代町が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 町内に居住する者、町内に在勤する者、町内に在学する者、町内で事業その他の活動を行うもの等をいいます。
- (2) 行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業をいいます。
- (3) まちづくり 宮代町をより良い姿にしていくために、市民、町議会及び行政が取り組む活動をいいます。

第2章 自治の基本原則

(自治の基本原則)

第4条 市民、町議会及び行政は、前文に掲げた市民自治の基本理念に則り、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりに取り組まなければなりません。

- (1) 協働（市民、町議会及び行政が、まちづくりの目的の実現に向けて、それぞれの立場、果たすべき役割を自覚し、互いを尊重したうえで、必要に応じて協力しあ

いながら、行動することをいいます。)

(2) 情報の共有（市民、町議会及び行政が、まちづくりに関する情報を共有することをいいます。)

第3章 市民の権利と役割

第1節 市民の権利と役割

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を有します。

2 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有します。

(市民の役割)

第6条 市民は、法令等に規定された義務を遵守しなければなりません。

2 市民は、町議会及び行政の活動に関心を持つとともに、法令等で保障されたまちづくりに関する権利を積極的に行使するよう努めなければなりません。

3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、公共性の視点を持って行動しなければなりません。

4 市民は、互いにまちづくりへの参加を促し合うよう努めなければなりません。

第2節 市民による自治活動

(市民による自治活動)

第7条 市民は、主体的かつ自立的に地域単位の自治を行うことを基本とします。

2 市民が公共的な課題を解決することを目的とした市民活動（以下「市民活動」といいます。）を行う場合は、市民の主体的かつ自立的な活動として行われることを基本とします。

3 市民、町議会及び行政は、地域単位の自治及び市民活動を宮代町の自治を担う活動として尊重しなければなりません。

4 行政は、地域単位の自治及び市民活動に対し支援することができます。

5 前項において、行政の支援を受ける活動に関する情報は、市民に公開されるよう努めなければなりません。

第4章 町議会の役割

(町議会の基本的役割)

第8条 町議会は、住民の代表者によって構成される町的意思決定機関として、町全体の福祉向上と地域社会の発展の視点に立って、町の政策の意思決定及び行政運営の監視等を行うものとします。

2 町議会は、前項の役割を果たすために、政策の提言及び条例の立案活動に取り組むよう努めるものとします。

(開かれた議会)

第9条 町議会は、市民に対して開かれた議会となるよう努めなければなりません。

2 町議会は、広く市民から意見を求めるよう努めなければなりません。

3 町議会は、市民に町議会での意思決定の内容及び経過をわかりやすく説明するよう努めなければなりません。

(町議会の情報公開及び提供)

第10条 町議会の会議は公開とします。ただし、非公開とすることが適当と認められ

る場合はこの限りではありません。

- 2 町議会は、前項で公開とする会議以外の諸活動についても、市民への情報の公開及び提供を積極的に推進するよう努めなければなりません。

(町議会議員の基本的役割)

- 第 1 1 条 町議会議員は、住民の代表者として、住民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

(議員活動)

- 第 1 2 条 町議会議員は、前条の役割を果たすために、まちづくりに関する市民意思の把握、政策の研究等の活動その他の自己研鑽に努めるものとします。

第 5 章 町長及び町職員の役割

(町長の基本的役割)

- 第 1 3 条 町長は、住民の信託を受けた町政の代表者として、公正かつ誠実に町政の執行にあたらなければなりません。

- 2 町長は、リーダーシップを発揮して町政の課題に対応するとともに、まちづくりの展望について、市民に説明しなければなりません。

- 3 町長は、町職員を指揮監督し、その人材育成に努めなければなりません。

(町職員の基本的役割)

- 第 1 4 条 町職員は、市民全体の奉仕者として、また、まちづくりを推進するための専門スタッフとして、誠実さと創意をもって職務を遂行しなければなりません。

- 2 町職員は、職務の遂行に必要な知識や技術の向上に努めなければなりません。

第 6 章 行政の役割と行政運営の基本的事項

(説明及び応答責任)

- 第 1 5 条 行政は、まちづくりに関する計画及びその実施並びにその評価等を、実施及び評価等の各段階について、市民に対してわかりやすく説明するよう努めなければなりません。

- 2 行政は、まちづくりに関する市民の意見、要望、提案等に対して、誠実かつ迅速に応答しなければなりません。

(市民参加)

- 第 1 6 条 行政は、行政活動における市民の参加する権利を保障し、これを推進しなければなりません。

- 2 行政は、前項の市民参加を推進するに当たっては、市民が参加しやすい環境づくりに努めなければなりません。

- 3 前 2 項に規定する市民参加について必要な事項は、別に条例で定めます。

(情報の公開及び提供)

- 第 1 7 条 行政は、市民の知る権利を保障するとともに、市民のまちづくりへの参加を促進する視点に立ち、その保有する情報の積極的な公開及び提供に努めなければなりません。

- 2 前項に規定する情報の公開について必要な事項は、別に条例で定めます。

(個人情報の保護)

- 第 1 8 条 行政は、その保有する個人情報について、厳正な保護を行うとともに、自己

に関わる情報の開示等を求める権利を明らかにし、個人の権利利益を守らなければなりません。

- 2 前項に規定する個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。
(財政運営)

第19条 行政は、財源を効率的かつ効果的に活用し、長期的な展望のもとに財政の健全性を確保するよう努めなければなりません。

- 2 行政は、町の財政状況に関する資料を作成し、これを市民にわかりやすく伝えなければなりません。
(総合計画)

第20条 行政は、総合的かつ計画的な行政運営を行うために策定する基本構想及び基本構想の実現のために策定する基本計画（以下「総合計画」といいます。）をまちづくりに関する最上位の計画として位置付け、他の計画の策定及び変更に当たっては、総合計画との整合性を図らなければなりません。

- 2 総合計画は、この条例の趣旨に則り策定されなければなりません。
(行政評価)

第21条 行政は、効率的かつ効果的で透明性の高い行政運営を図るため、行政評価を実施するものとします。

- 2 行政は、行政評価を実施するに当たっては、市民参加の手法を用いるとともに、その結果を市民にわかりやすく公表しなければなりません。
(行政組織)

第22条 行政の組織は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会経済情勢の変化に迅速に対応できるよう編成されなければなりません。

(行政手続)

第23条 行政は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の権利利益を保護するため、条例又は規則等により行う処分、行政指導及び届出に関する手続を定めなければなりません。

- 2 前項に規定する行政手続については、別に条例で定めます。
(危機管理)

第24条 行政は、市民の生命及び財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。

(他の機関との連携)

第25条 行政は、市民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携を図るよう努めなければなりません。

第7章 住民投票

(住民投票)

第26条 町長は、町政に係る重要案件について、広く住民の意思を確認するために住民投票を実施することができます。

- 2 住民投票の実施にあたり必要な事項は、それぞれの案件ごとに別に条例で定めます。

第8章 条例の検証と見直し

(条例の検証と見直し)

第27条 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、条例の内容及び運用状況を検証しなければなりません。

2 町長は、前項による検証の結果、必要があると認められた場合は、条例の改正を議会に提案するものとします。

3 町長は、第1項の条例の検証及び第1項の検証による前項の条例の改正を行うに当たっては、市民参加の手法を用いなければなりません。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行します。

附 則 (平成23年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行します。

宮代町総合計画の議決に関する条例

平成23年9月1日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、宮代町総合計画について宮代町議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件とすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「宮代町総合計画」とは、宮代町まちづくり基本条例（平成19年宮代町条例第26号）第20条に基づく計画をいう。

(議会の議決)

第3条 町長は、宮代町総合計画を定めるに当たっては、議会の議決を経なければならない。

2 町長は、前項の宮代町総合計画を変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

主な行政計画一覧

計画名	概要	計画期間
第2次宮代町男女共同参画プラン	女性と男性が対等なパートナーとして、自らの意思で社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、お互いを尊重しあい、人のやさしさに溢れた住みよい社会の形成の実現を推進するための計画	平成27年4月～令和4年3月
宮代町環境基本計画	町民、事業者、生産者、町の各主体が相互に協働しながら、水と緑に恵まれた宮代町の環境特性を最大限に活かして育てていけるようにするため、すべての主体がめざすべき共通の目標と、それを実現するうえでの具体的な道すじを定めた計画	平成13年3月～
宮代町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	長期的・総合的な視点に立った一般廃棄物処理のあり方を示すとともに、地球環境に配慮し、地球における循環型社会、低炭素社会を形成することを目的とした計画	平成29年4月～令和14年3月
宮代町一般廃棄物（生活排水）処理基本計画	長期的・総合的視点から生活排水の計画的処理の推進を図るための基本方針となるもので、生活排水処理全体の整合性を図りつつ、生活排水及びし尿・浄化槽汚泥の適正な処理を進めるための指針となる計画	平成28年4月～令和8年3月
宮代町地域防災計画	災害対策基本法の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、これに必要な災害予防、災害応急対応及び災害復旧・復興に係る一連の対策を定めた計画	平成30年3月～
宮代町災害廃棄物処理計画	宮代町地域防災計画に基づき、災害廃棄物の処理に係る対応策を示すとともに、本町における平常時、初動期、応急対応期、災害復旧・復興期と、発災時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な対応を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指す計画	令和2年4月～
宮代町防犯計画	防犯のまちづくりに関して総合的かつ長期的に実施すべき施策の大綱を定めた計画	平成20年4月～
宮代町地域福祉計画	多様な福祉課題に行政や福祉団体等の関係機関と住民が一体となって取り組み、支え合うことができる地域の仕組みづくりを進めるための計画	平成30年4月～令和6年3月
第2期宮代町子ども・子育て支援事業計画	地域の子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズを把握し、地域のニーズに見合った施設・事業を計画的に整備・実施するための計画	令和2年4月～令和7年3月
宮代町健康増進計画及び食育推進計画	健康増進法、食育基本法に基づき、国や県の施策にあわせ近年の社会経済環境の変化や少子高齢化の進展など変化や多様化に対応した施策や事業するための計画	平成31年4月～令和6年3月
宮代町自殺対策計画	自殺対策基本法、自殺総合対策大綱に基づき町民一人ひとりがかけがいのない命の大切さを考え、共に支えあう地域社会を目指し、自殺対策を総合的に推進するための計画	令和2年4月～令和6年3月

みやしろ健康福祉プランー高齢者編ー	高齢者が「住み慣れた地域で、安全に安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を推進するための計画。高齢者の保健・福祉サービスの供給体制の確保について定める「高齢者保健福祉計画」と介護保険事業にかかる保険給付等の実施について定める「第8期介護保険事業計画」で構成	令和3年4月～令和6年3月
みやしろ健康福祉プランー障がい者編ー	障がい者・障がい児が地域で安心して、その人らしく暮らせるまちづくりを推進するための計画。障がい者全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を定める「第5期障がい者基本計画」と今後必要とされる福祉サービスを整備するための「第6期障がい福祉計画」、障がい児のサービス提供体制の整備等を構築するための「第2期障がい児福祉計画」で構成	障がい者基本計画 平成30年4月～令和6年3月 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 令和3年4月～令和6年3月
宮代町農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、地域の農業振興を図るため、農用地等の区域や農業生産基盤の整備等に関する施策を定めた計画	平成24年度～
農地等の利用の最適化の推進に関する指針	地域の強みを生かしながら、活力ある農業、農村を築くための具体的な目標と推進方法を定めた指針	平成30年2月～令和6年3月
宮代町新水道ビジョン	将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給していくための中長期経営計画	平成30年4月～令和10年3月
宮代町都市計画マスタープラン	都市の将来像を明確にし、土地利用・都市開発・道路・公園づくりなど、都市計画（都市づくり）を定める際の基本的な方針を定めた計画	令和3年4月～令和23年3月
宮代町建築物耐震改修促進計画	耐震改修促進法に基づき、旧耐震基準の建築物の耐震化を促進し、地震による建築物の被害を最小限に止め、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための計画	令和3年4月～令和8年3月
第2次宮代町立図書館ビジョン	図書館運営の指針として、利用者のニーズや社会状況の変化に対応した図書館づくりを進めていくための基本理念（目指す将来像）や施策等を定めた計画	令和2年4月～令和12年3月
第2期宮代町教育振興基本計画	宮代町の教育の取り組み方針と目標、諸施策を定めた計画	令和3年4月～令和8年3月
宮代町公共施設等総合管理計画	公共施設等の現状と課題を把握し、様々な課題に適正に対応するため、長期的な視点に立った総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた計画	平成27年4月～令和47年3月
宮代町公共施設マネジメント計画	公共施設の課題整理、公共施設再配置の基本的考え方を定め、再編モデル案の効果と検証をまとめた計画	平成23年11月～